

6月11日(金)
(第2日)

令和3年第2回高森町議会定例会（第2号）

令和3年6月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問について

議 席	氏 名	事 項	要 旨
1 番	後藤 巖	eスポーツの考え方・取組み	①関係人口や経済におけるeスポーツ分野への考え ②教育、交流としてのeスポーツ分野への考え ③町としてeスポーツの今後の取組み
		今後の公共施設のあり方	①公共施設あり方検討委員会開催予定、前回の協議からその後どう変化したのか ②町民体育館の利活用について
6 番	芹口 誓彰	森林整備について	①森林（山林）の現状について（山林面積、山林所有者等について） ②皆伐の状況及び取組みについて ③再造林の状況及び取組みについて ④間伐の状況及び取組みについて ⑤不在町山林所有者及び小規模山林所有者対策について ⑥鹿による被害対策について ⑦森林環境譲与税及び熊本県水と緑の森づくり税の活用について

2 番	津留 智幸	ふるさと納税返礼品について	<p>①ふるさと納税返礼品の選定に至るプロセス、上限の設定金額（寄付額に占める割合）</p> <p>②返礼品の目的、担うべき役割と高森町に及ぼす経済波及効果をどのように分析するか</p> <p>③高森町産の各種農産物が返礼品に採用されるため、各専門部会や任意組合、法人等に対し、客観的評価と品質向上を目指した品評会（高森版モンドセレクション）を導入して、返礼品の多種・高価値化による寄付額の上積み、農家の所得向上へと繋がる仕組みを構築してはどうか</p> <p>④農林政策課と連携した取組みについて所見を伺う</p>
7 番	立山 広滋	草村町長 3 期目任期 2 年間を経過しての政策（マニフェスト）の進捗状況は	<p>①政策集進捗状況の管理・確認の方法は</p> <p>②政策集掲載施策の総数とその実施状況や達成状況は</p> <p>③新型コロナウイルスが与える政策集掲載施策への影響は</p> <p>④政策集の 3 本柱の進捗状況と政策実現に向けての今後の取組み方針は</p>
		副町長の任期を 1 年間経過しての所感について	<p>①初年度（令和 2 年度）を振り返っての感想は</p> <p>②残任期間における今後の取組みは</p>

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	後藤	巖	君	2番	津留	智幸	君
3番	後藤	清治	君	4番	牛嶋	津世志	君
5番	後藤	三治	君	6番	芹口	誓彰	君
7番	立山	広滋	君	8番	本田	生一	君
9番	田上	更生	君	10番	佐伯	金也	君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

町長	草村	大成	君	副町長	服部	信一郎	君
教育長	佐藤	増夫	君	総務課長	東	幸祐	君
生活環境課長	津留	大輔	君	会計課長	馬原	恵介	君
政策推進課長	荒牧	久	君	農林政策課長	後藤	一寛	君
教育委員会事務局長	緒方	久哉	君	財政係長	木村	允哉	君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	村嶋	立章	君	議会事務局次長	今村	親助	君
--------	----	----	---	---------	----	----	---

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君）おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

お諮りします。御手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。では、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（後藤三治君）日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）おはようございます。1番、後藤です。

ワクチンの接種も始まり、コロナウイルスに対しての住民の安心安全を具体的に守る動きが出てきました。本日11日から健康診断も始まり、より一層コロナそして住民の健康に対して、守るという動きが出てくるかと思えます。コロナウイルスワクチンにつきましては、65歳以下の接種も粛々と進行しながら、さらにこれまで落ち込んだ経済に対しても、アフターコロナを見据えた基礎活動、そして行政からの支援をお願いしたいと思えます。

また、5月12日に行われました天皇皇后両陛下の行幸啓。子どもの日にちなんだ訪問として、リモートにて高森中央小学校への視察、懇談がありました。この行幸啓に関しましては、これまでに整備した情報通信基盤整備、いわゆる光ファイバー網の設置をした行政。その情報通信基盤を活用し、ICTを手段として活用を進めた教育委員会、そして現場で教えられた先生方のこれまでの努力がこのような成果となって出てきたものだと私は考えます。これからも、多様化する学力への向上という目標に取り組んでください。全国に高森町の名が轟いたことに御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、この度の一般質問は2点。eスポーツに対する考え方、そして今後の展開、

そして高森町公共施設あり方検討協議会、特に町民体育館の利活用についてお尋ねをしたいと思います。まず、eスポーツについてです。一般的にeスポーツとは何と思われている住民の方も多数いらっしゃるかと思います。これはエレクトリックスポーツ、エレクトのeとスポーツのsで大体eスポーツという言い方をします。要は電子機器、ここにもありますけどもタブレットやパソコンそういう機器を使って行う競技、スポーツ、そして娯楽のことを指します。

国内においても、今年の9月及び10月に開催される第76回国民体育大会三重とこわか国体、そして第21回全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会文化プログラムに再要望されております。さらに熊本県下では、令和3年2月6日に小国町杖立温泉にてe湯でeスポ。杖立温泉では被害がありました。そこで、当然温泉というところもありますので、eスポーツのeと温泉の湯そしてeスポと銘打ち。コロナ禍の開催ではあったんですけども、約400名の方がオンラインで参戦してプレーを行ってたと。そして同時にユーチューブでも実況中継があり、そこにプロのプレーヤーを招いて、実況中継とともに実施したという実績があります。

高森に例えて言えばTPCがありますから、TPCを使ってそういう実況中継もできるし、ユーチューブで配信することもできると思います。そして令和3年3月23日ですけども、山鹿八千代座にてeスポーツセミナーが開催されました。これは、私も八千代座に直接足を運んで見てきております。また、役場職員も政策推進課の何名かが、オンラインでこの実況を見てたかと思えます。このスポーツセミナーですけども、eスポーツで見えてくる未来、地域はどう向かいどう向き合えばいいのかという題材で、山鹿出身の福岡県eスポーツ協会の協会長中島さんの講演、そして熊本eスポーツ協会事務局長の上田さんの活動報告、最後に質疑応答がありました。

ここで、山鹿の状況と高森の状況ということを話しさせてもらえば、山鹿の八千代座であれだけ準備をして配信もしたんですけども、動画配信を見られた方はわかるかと思いますが、やはり通信環境が悪いというところで何回にも渡って止まってました。現場では応急対応でいろいろ凌いでましたけども、かなりインフラという部分についてはまだ弱いんだなというのが実感されました。おそらくこれが高森で行われたならば、そういう動画が途中で止まるなどそういうことはなかったかと思えます。ですの

で、高森の強みといえはやはりこの情報通信基盤整備これができているということ、これはかなり強みだろうと私はその時感じました。

ビジネスとeスポーツ、福祉とeスポーツ、教育とeスポーツこの三つの観点から、地域課題の解決に結びつく取り組みだと私は思いますので、この度eスポーツを上げた次第でございます。そこで、eスポーツの現状、認識、今後についてまず教育委員会事務局長に答弁を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤三治君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）おはようございます。1番、後藤議員の質問に対してお答えいたします。

eスポーツにつきましては、年々競技人口も増え、ユーチューブなどによる視聴文化の浸透も相まって注目度が益々高まっています。一方で、時間を忘れて没頭する単なるビデオゲームというイメージが強く、子どもの遊びの延長と捉えられがちですが、最先端のICT機器を日常的に違和感なく使いこなすということは、オンラインの推進などポストコロナ期における新しい日常生活様式へのスムーズな移行や、コミュニケーション能力の向上、また目的目標意識によるモチベーションの維持にも繋がるとともに、情報セキュリティに関する知識やスキルを身につけることができるため、子どもだけではなく幅広い世代でeスポーツが身近になることで、時代の変化とニーズに対応する応用力を向上させるためにも有意義であると考えています。

○議長（後藤三治君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）eスポーツ、これがなぜまず教育かというところになりますと、私が一般質問したこともありますけども、遠隔事業をされたときに、例えば何らかの理由がありまして不登校になられた方々にも、こういうものを使ってコミュニケーションがとれるなどそういうところもあると思うんです。ですので、まだどうしてもeスポーツという名前ではありますけれども、ゲームという認識が強い中でどのような形で教育現場に落とし込んでいくかというのは、確かに私も課題だと思います。

eスポーツは例えばエイジレス、子どもから高齢者の方までできます。そしてジェンダーレス、いわゆる性別云々何も問いません。それからエリアレス、いわゆる通信環境さえあれば基本的にはどこでもできる。あとハンディキャップです。ハンディキ

ャップなどもなしで、全員が参加できる裾野がある。そしてコンタクトレス、いわゆるコロナ禍におきまして対面で喋っているというということもない。いろんな形で e スポーツというのは使えるかなと私は思っております。その点も踏まえて、実際に教育の観点から、今後ということでの展開ということをお尋ねしたいかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）今後の展開についてお答えいたします。

e スポーツにおけるダイバーシティいわゆる多様性の享受につきましては、社会的に様々な貢献が可能であることをアピールすることで社会的な認知度が拡大し、e スポーツが健全に発展することが不可欠であると考えています。

御質問にもありましたように、e スポーツでは素早く正確な操作や戦術的な駆け引きといった頭脳的な技術が求められ、様々な垣根を超えた幅広い年齢層で楽しく参加することができます。特に、複数人で協力して対戦する場合は、敵を攻略するためにチームワークや協調性が求められるほか、自分の力を冷静に認識し相手の強さを正確に分析する瞬発的な思考力も必要となり、実勢やコミュニケーション能力、課題解決力、情報発信力なども身につけることができるものと思われまます。

今後は、必要な指導者や会場など適切な環境が確保できれば、社会体育や生涯教育での活用が期待できるものと思われまます。以上です。

○議長（後藤三治君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）答弁ありがとうございました。現状でもしよければでしたけども、例えば小学校や中学校でクラブ的にしたいなど、そういう子どもさんたちがいらっしやったかどうかというもお尋ねしたかったんですけども。

例えばサッカーなどになれば、1人じゃなくて3人程度でやるスポーツですよね。そういうところで、低年齢からだんだんその基礎を育てて、それからまたやりたい人は進んでいくような形、そういうものもクラブ活動としての一環として、また取り上げていていただけるようなことができればと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、先ほど三つ言ひましたけども、多分どちらかといへばビジネスとeス

スポーツ、こちらの方に皆さんの関心は高いような気がします。今後の市場におけるeスポーツの発展性・可能性、あとは地域の活性化も含めて、eスポーツに対する考え方を政策推進課長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） おはようございます。1番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、eスポーツの市場ということなんですけれども、eスポーツの市場はゲーム実況配信等における関連ビジネスの拡大やプロスポーツチームの参入、それから異業種のスポンサーの増加、スマートフォンの普及などの要因により右肩上がりに拡大している状況でございます。日本のeスポーツ市場規模を見てみますと、2018年は約50億円、2022年には約122億円、2023年には2018年の約3倍の150億円になると予測されております。また競技人口は、世界で1億人以上と言われております。日本でも390万人というふうに言われております。

このように、経済波及効果は大変大きいものというふうに考えられまして、地域活性化のツールとしても注目されているところでございます。しかも一貫性ではなく、地域に根づいた文化産業に成長していくことが期待できるのではというふうに思っております。まちづくりの革新的なアイデアとして捉え、行政と関連企業が連携し、地域の主体的な取り組みとして行うことができるものというふうに私どもは考えております。以上です。

○議長（後藤三治君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） 答弁ありがとうございました。大事な部分といたらビジネス、要はそこでどういう経済効果が生まれるかという部分はあると思うんです。例えば大会を開くとなれば、それだけのキャパを持った会場というのも必要だと思いますし、私もそこまでその運営に対しての知識があるわけでもない。その中で、どのように向かい合っていけばよいかとなれば、当然外部企業の支援も必要ですし、そこでの調整というのも必要になってくるかと思えます。これは教育の現場もそうなんですけども、やはりやったことがない人がいきなりじゃあやれといっても、なかなか難しい分野であると思えます。だからこそ逆に、どこの自治体もまだできてないというところもあ

りますので、そこはもしよろしければ外部企業との交流、そしてそこと一緒にタイアップして行っていくなどというところも一つ加えた上で、今後の計画の中に入れていただけたらと思います。

やはり e スポーツというものが、実際高齢者の方の利用となれば、私が知ってる限りは今公民館にパソコンもありますしモニターも設置されてます。そして、Wi-Fi も飛ばせている環境にあります。そこにシミュレーターを置いて、例えば車の運転でスタートストップなどそういう形での使い方、これはソフトによりますので、ただゲームというだけではなくて、本当に身近に簡単に日常生活に合ったようなソフトもありますし、実際杖立温泉で行われたものはどちらかと言えばシューティングゲーム系のソフトを使って、チーム戦で戦略を立てて、一人一人の役割分担を決めて戦うというような競技をしておりました。

ですので、ただ漠然と e スポーツと言えば本当に幅が広いので、本当は住民福祉そして健康推進などの課にも聞くような内容なのかもしれませんが、私産業厚生常任委員ですので、委員会の中で尋ねたいかと思えます。

最後になりますけども、町長に e スポーツについてお尋ねしたいかと思えます。先ほども言いましたが、e スポーツについて尋ねた理由で山鹿の例も挙げましたけども、他の自治体がまだがつつりとやるまでには至っていない点で、高森が早期に導入を計画すればどうかという点。この近隣でしたら、御船町がこれも高齢者向けでしたかね。ぷよぷよというゲームがあるんですけども、ぷよぷよを高齢者の方と子どもも入れたかなと思えますが、一緒になってやったかと思えます。あともう一つ、これ高森町の強みですけども、情報通信基盤整備が高森町はできているということ。そして3番目に、エンタメ業界との連携強化を図れるものではなかろうかという私の考えです。そして、そこに新産業の創出というものができるのではないかというところ、この三つが念頭にあります。そういうところもありまして質問したわけですけども、町長としてはどのようにお考えかということをお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（後藤三治君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）後藤議員の御質問にお答えいたします。まずは、これはもう次の世代の課題だと議員さんに認識していただきたいと思えます。私たちの任期中にできる

事業ではないということが1点ですね。

それともう一つ、後藤議員がいつも褒めていただきます。大前提として、高森町が情報通信基盤強いというのは、私が整備いたしました平成24、25、26年ですか、その頃の1ギガは確かにすばらしかったと思いますが、今ではスタンダードになっています。それと、全国で類を見ないというのは、例えば高森町役場から30キロ離れてる小さな集落や、非常に民家が少ない地域まで網羅できてるというところが、高森町の情報通信基盤の強さなんです。だから、基盤整備自体の容量が強いなどそうではない。それはもうスタンダード。高森がすごいと思うのは、例えば阿蘇郡市でも他の自治体で、移住定住やられてインターネット引こうと思ったら、工事費200万、300万取られるとこ見積りがくるとこたくさんあると思います。高森は、例えばの話山東部の1番奥にいても工事費がほぼかからないというところが高森町の強さ。つまり、公としてベストな情報通信基盤を持っているというところです。

ですので、その上でお話しさせていただきますと、今が1ギガですので、議員もお分かりのようにeスポーツするなら最低2ギガ、そして今都会の方は10ギガで動いております。この10ギガの情報通信基盤のパイを、民間の業者にどれだけ入れさせるかということが次の世代の課題になると思います。今の議員さん私の任期の後にこの情報通信基盤の更新が待ってます。その時が勝負です。その時に民間にお金を出していただいて、手法を入れていただいて今の1ギガを10ギガにするためには、契約数が上がらないと当然民間はやらないと思いますし、儲からないとやらないと思います。それと同時に、今後eスポーツは多分議員もお分かりだと思うんですけど、携帯でやる時代が来るのではないかなと思います。これ5Gが入ればサクサクいきますので、そういうふうを考えています。

高森町が次の世代が取り組んでいただくためには、大前提として会場が必要ということと、それと指導者が必要ということです。eスポーツのプロの指導者やプロ競技者等がキャンプ地で高森町を選んでくれたり、ワーケーションでを選んでくれたり、そういうところからのスタートアップが必要じゃないかなと思います。金額にしますとどうでしょう。数億円はこの会場整備にはかかるのではないかなというふうに思っております。

まず大事なことは、方向性を決めて財源をしっかりと確保すると。そしてこれは後藤議員がおっしゃるように、広がりは今では図れないのではないかなと思います。荒牧課長が2023年ですか、150億円市場と言われましたが、これはあつという間に超えるのではないかなと思っております。そしてもっと大事なことは、このeスポーツを次の世代が続けていくためには、議会議員の皆さんが後藤議員を筆頭に勉強していただいて、高森の高齢者率を見るともう何年後かには50%を超えるんですね。その高齢者の方が何かこういうのはよくわからない、何をしているのかなどというふうにならないような、そしてそういう民意を聞いてまた次の議会の議員さんが、その時その時の感情で物を言われるのではなくて、町の戦略として政治としてやっていくという姿勢をきちっと作らないとおそらくやむやに終わる。そこが、緒方局長が言われた、やはりぱっと見たらただのゲームにしか見えないというところがあるかと思えます。

ですので、今日の議論をスタートアップしていただいて、私は次の世代に向かってこの強い情報通信基盤、eスポーツを役場の横でもできるし、山東部の1番角でもできるし色見の奥でもできるし、山間のところでもできるそこが高森町の強さ。つまり、実家に生まれたところに帰ってきて最新のゲームでスポーツをする、福祉をする、爺ちゃん婆ちゃんをそこで運動させる、それが家に居ながら一緒に参加できるというのが高森町の1番強いところですので、ぶれることなくしっかり高齢者の方つまり町民の方に、eスポーツがこういうことなんだということを、やはり議員さんとしてしっかり言っていただきたいと思います。でなければ、進めていった暁に民間企業をタイアップしてその民間企業に恥をかかせたり、民間企業に負荷をかけたりすることになってくるのではないかなと。私はそこを危惧しますので、ぜひこの次の世代に向かって腹を決めてやっていただければというふうに思ってます。以上です。

○議長（後藤三治君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）答弁ありがとうございました。確かに私が一つ危惧してたのは、先ほど町長の答弁にもありましたけども、通信回線のスピード、全戸に光ファイバーはきている。その中でも、通信回線のスピードが確かに導入した当時は、1ギガも全国で見れば早いスピードだったと思います。ただ、今さらにデータが大きくなり、そうい

う場において1ギガではとても回らない。そして全員が使えば使うほど、当然スピードが落ちるような状況になりつつあるという認識を今おっしゃられましたので、この民設民営という高森の独自のやり方で、なるべく町民に負担をかけず公費で修理費がかからない、このようなやり方をしているところではありますけども、その中でいかにこの10ギガ、この上に乗っていくかということも私も考えていきたいと思えます。やはりそこは生命線である。そして、どうしてもその情報通信基盤と云ったら、インフラインフラという話になりますけども、最終的には住民の命を守る、基本的な福祉に繋がるそういう回線だと私の中では認識しております。

先ほど5Gの話も出ましたけども、5Gの回線を使って、タブレット端末・スマートフォンを使ってできる人間が、例えばこの10年後どれだけいるのかという話になったときに、どうしても情報の伝達などそういうものについては、今TPCがやりますけども、やはりそのテレビのリモコンあたりが1番のツールになる可能性も将来あると思ってます。そういうところも踏まえて、今後私も含めてですけれども、こういう情報通信基盤に基づいた例えばeスポーツなどそういうものを、一緒になって考えていきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

次に、高森町の公共施設あり方検討協議会についてお尋ねをします。この協議会は、高森町総合計画の下支えをする、公共施設等の総合計画の策定に関わる委員会として認識をしております。特に公共施設の老朽化は、この高森町においても今後も考えられる厳しい財政事情に響く、そして維持管理や更新費用の増大、その施設の利用の状況の低下を招いてくるというような可能性を秘めていると思えます。

この公共施設等総合計画の策定は、総務省の方から平成26年の4月22日に要請が来てたかと思えます。それに基づいて高森町独自の計画を策定されたかと思えます。当時は、私も高森町の観光協会長をしておりました関係上、この協議会の委嘱を受けて委員の一員として出ておりました。また、この議会議員の皆様も全員委員となって出てたかと思えます。その時に、事前に町民に対してアンケートをとって、全施設の利用状況をまず調べた上で施設を絞り込んでいって、最終的には当時高森温泉館のことが集中的に審議されたかと私は記憶しております。そして協議会としては、最終的に無記名で委員のアンケートをとった結果を、答申ということで町長に委ねたという

形で終わったかと思えます。それが現状にはなっけてきていると思えます。

その中で先ほども言いましたが、あれから一度もこの協議会が開かれていないと思えます。その協議会のあり方について、今後どのような形・どのような展開をしていくのかということを生生活環境課にお尋ねしたいかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤三治君）生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君）おはようございます。1番、後藤議員の御質問にお答ひいたします。

高森町公共施設あり方検討協議会は、町が所有する公共施設の適正なあり方について意見を求めることを目的として、平成28年7月に設置されました。これまでの検討協議会開催歴としましては、平成28年度に4回開催し、主に高森温泉館などの入浴施設のあり方について検討を行いました。平成29年度は4回開催し、主に奥阿蘇物産館、特産品加工場等のあり方について検討を行っております。平成30年度から令和2年度の3年間は開催していません。今後の展開としましては、今年度中に高森町公共施設等管理総合計画の見直しを行うにあたり、意見を求める場として2回の開催を予定しているところです。以上です。

○議長（後藤三治君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）答弁ありがとうございました。まず、意見聴取ということでの開催の予定ということで聞いたので安心しました。なかなかコロナや熊本地震以降ということもあって、できなかつたという事情もあろうかと思えます。

ただ、私がこの協議会に委員として参加した資料はこのように持っています。私、多分その時に高森温泉館の数字で出してくれという話をしたと思うんです。具体的にということで。最終的には生活環境課が高森温泉館管理されてたかと思えますけれども、これだけ立派な年度ごとの資料を出されて真剣に討議されたという記憶もあって、無くてはならない協議会だと私の中では認識しておりますので、当然議員が参加になるかもしれないけど参加したいと思えます。よろしくお願ひします。

今後、どうしても財政における維持負担の増大というのは出てくるかと思えますので、特に今行政が持っている施設これについての再検討、これは重要な課題になってくるかと思えます。先ほど町長の答弁がありましたけども、次の世代のというところ

もあるかもしれませんが、ある程度の方向づけなどそういうものは今のうちにしておいた方がいいのかなと私の中では思っております。今後もよろしくお願いします。

その中で一つ先程も少し申し上げましたが、町民体育館についてお尋ねしたいかと思えます。町民体育館は、今教育委員会の方が担当で受けておると思いますので、教育委員会の方に、まずこの町民体育館の簡単な建設年月日や公費がいくら掛かったなど、今まで利用人数がどれだけあったか、例えばどういう形で利用されたか、そういうところを答弁お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤三治君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）町民体育館の利用状況についてお答えいたします。

建設は平成8年度から平成9年の10月、竣工日は平成9年10月になります。今年で24年目になります。総事業費、こちら設計費であるとか地質調査費も含めた総事業費が約10億円になります。利用者数は、直近10年間の平均で年間約1万1,000人ほどですが、主な利用者である高SPOや学校部活動関係者、町や県などの公的機関が主催する行事の参加者の使用料が減免対象となりますので、収入につきましては、平成23年度には200万を超えていましたが、年々減少し平成27年度からは年間100万円を下回っている状況です。利用割合につきましては、やはりテニス競技者の利用が多く、半分以上がテニス関係者で使用されています。以上です。

○議長（後藤三治君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）答弁ありましたけども、これは私の見方というか町民体育館という名前のもとに、町民がどれだけ利用できているのかという部分そこに疑問がありましたから、どういう形で使われているのかというのをお尋ねした次第です。

ここにいらっしゃる方全員行かれたこともと思えますし、何らかの形で利用された方もいらっしゃるかもしれません。私の中で言えば、ほぼテニスだけで使われているのではないかというような気がします。あと単独イベントとしては、冬場所の大相撲の巡業などもありましたけども、なかなか床がテニスだけの地面になっている関係上、例えば煮炊きをするようなイベントを開くということもできませんし、フォークスクールがクラフトフェアの時は使ってますけども、あれはただパーテーションなどを置いてその上に工芸品などを置くだけだから使える、というような施設でしか

いと私は認識しております。

そしてこの度冒頭で申し上げましたが、コロナウイルスの接種、これは特設会場で集団接種ということで行われておりますけども、実際体育館が使えるならば体育館でやることもできたのではないかと私の中では思っています。そうすれば、例えばリースで借りてたそのリース代というのは他に回せた可能性もある。なぜそういう大きいキャパをもった施設があるのに、使えなかったかという理由はおそらくいろいろあると思います。

そういう問題点をできれば協議会の中で出し合って、この体育館の利活用これをどのようにやっていくかということを討議してもらえたらと思っております。いろんな形での利活用あると思うんです。どのように活用したいという町民の意見も求めてもいいと思います。例えばあそこをコンサートホールにしてほしいなどいろいろあると思うんですね。そういう意見も擦り合わせた上で、それをするためにはどのようにすればいいのか、これは行政の手でしなければいけないのか。もしくは外部企業の手によって、ネーミングライツみたいな形でやっていったほうがいいのか。さらには売却そこまでしてその企業に求めた方がいいのかなどいろんな意見があると思います。そういう意見が、まだ町民体育館に関しましては一つも出てなかったような気がしますから、そういうところも含めて検討協議会というものを立ち上げてもらえたら私は思っております。

せっかくあれだけの施設があります。相撲の時も確か1,700人入場者入れてたかと思えます。でしたら、それなりのコンサートもやろうと思ったらできるはずですよ。それだけのキャパがあるんだから。それをどのような形になったらできるのかというのは、本当に私も含めて考えていかなければいけない問題だと思いますし、そういう施設をどのような形で今後やっていくのか。先ほどeスポーツの話も出ました。会場設営の話もしました。その会場として、今現状あの施設が使えるのかというようなところもあります。先ほど八千代座でそのセミナーを受けてきたという話もしましたけども、そのセミナーが町民体育館でできるのかというようなところもあります。ですので、この町民体育館の今後の考えというものについて、町長としてどのようにお考えがあるのかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（後藤三治君）町長。草村大成君。

○町長（草村大成君）後藤議員の御質問にお答えします。まずは、先ほどの緒方局長の答弁の中でありました体育館の利用料ですね。私が平成23年の最初に就任したんですが、200万円以上ありました。それから高森町は、新しい形で高SPOというものをしっかり立ち上げて、そしてなるべく町民体育館を利用する方向性に持っていったわけでございますので、公的行事が増えれば収入が下がるというところでございます。

そういう中で、町民体育館の利用ということでeスポーツを質問されたので、eスポーツが大変向くでしょう。個人的見解としては思います。もう一つが、今の利用状況でワクチンの話を出されましたが、町民の方も思われた方地域の方いらっしゃると思いますが、まず遠い中心地から離れている、ワクチンの管理ができない。それと2次交通が非常に希薄と。この3点セット。それと、町民の方が行き慣れた役場から遠いというところで、今回はこの接種会場の方向性に向いたわけでございます。

これは約10億円という局長からのお話がありましたが、今の場所で現在何に使えてるかといいますと、高SPOの一部と、あとは災害時の自衛隊の活動拠点、災害に対する防災に対する防災グッズ等を配備置いているというところなんです。ただし、役場の職員さんは毎回毎回町民体育館に取りに行かなければいけませんし、その間の被災のリスクなども、本来であるなら考えていかなければいけないのではないかなと思っております。

今後、あり方検討委員会で議論をまた今回2回あるということでございますが、ぜひまた議会議員の皆さんに入っていていただいて、今後はできれば私の希望といたしましては、答えを1本にさせていただきたいと思います。前回、私たちでは判断できないので町長に政治判断を委ねるところで判断をしたわけでございますが、その後いろいろな御意見が出てきましたので、今回は必ず答申を1本にさせていただきたいというのは、私は個人的に要望を政治家として出させていただきたいと思います。

それともう1点、この町民体育館の利活用について今後どれだけ維持管理にお金がかかるのかと。多分町民の皆さんは、それぞれの方が老朽化してるし相当お金かかるだろうというのは漠然と理解されていると思います。ただし、多分私たちより民間企業もわかってるんです。つまり、今後数千万数億円かかるだろうと思われる施設を民

間企業がお金を払って買うかとなると、またもしくは民間企業に使ってくださいって使うかとなると、私は多分買わないと思いますし使わないというふうに思います。よほど民間企業の中でコンテンツを持って、次のステップに企業戦略としてあそこがマッチングする企業でなければ、そしてそこをバックアップする形がしっかりできてなければ、それは無理かなというふうに思います。

ですので、多分これも次の世代の方で動くと思いますが、今回あり方検討委員会を津留課長が開催されるということですので、その中でしっかりした意見醸成を1本に絞っていただければ、今の執行部も含めてまた議会議員さんも含めて、もしくは次の世代の議員さんも含めてやっていきやすいのではないかなというふうに思っております。その方向性が決まり次第、いろんな町民の皆さんの御意見を聞きながら、さっきおっしゃったように文化ホールがないので、例えばコンサート会場などいろんなものも使い勝手あるんじゃないかと。とにかくお金がかかると。新しいリニューアルにする前に今の施設を相当修繕した上で、リニューアルしてやらなければいけないというその大きな大きな課題、そしてお金を持ってこなければいけない。やるなら全部起債しかできない、起債には限度がある。果たして、この起債を将来人口が5,500人以下になるという方向で出てる高森町に、どこまで増やしていいかというところも考えながらやっていかなければいけない。ですので、民間にしっかり協議していく、そういう民間の力を借りていくというのは1番大事だと思いますけど、民間に投げやりという形では私は民間が受けるはずがないというふうに思っております。

あり方検討委員会でまず現状の確認、そして将来への方向性を一つに絞っていただいて、そして全員一致で、方向性で誰に聞かれても、御自身のお知り合いでも支持者でも知り合いじゃない方に違う意見を言われてもきちんと跳ね返す、理論武装をきちんとはっきり物が言えるようなそういう方向性を決めていただいて、一致団結してやっていく。そして同時に、そうなれば高SPOの子どもだったり部活動をやってる生徒だったり、もしくは社会体育で高齢者の方がテニスの方が使われたりしてます。ですので、社会体育施設を高森の将来人口が少なくなってもコンパクトな町になったときに、2次交通が、非常に利便性がそして使いやすいところに社会体育施設も同時に建設する。そういう同時のセットじゃないと、多分次の世代の議会議員さんも許してく

れないと思いますし、まず次の世代の若い執行部の皆さんたちもそこは踏み切れないというふうに思いますので、そのためには莫大なお金も必要です。

ですので、しっかりそこを議論しながら今の議員さん、私のこの執行部で方向性を決めていくというのは必要なんですが、そこは一致団結というところがなければ、後にまた違う課題が出てくると思いますので、ぜひそのあたりはよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○議長（後藤三治君） 1 番、後藤巖君。

○1 番（後藤巖君） ありがとうございます。確かに、民間企業と連携やタイアップなどというのは簡単ではありますけども、民間企業も私企業であって、実際に自社に利益がなければ当然進出はしてこないわけですから、そこをやはり町としてどのような形でバックアップをし、共にやっていくかというまずその前提がなければ進出もされな
いだろうと思います。

先ほども町民体育館の利用のことを言いましたけども、確かにテニスコートがあつて、高SPOさんが今やられている。本当はこの話は9月に聞こうかなとも思ってました。前回3月に10番佐伯議員が小学校中学校の話もされました。やはりどうしても教育も全部絡んでくるもんですから。例えば小中高の一貫そういうところも含めた上で、先ほど町長も言いましたけども、やはり集約する部分は集約する。その中で、例えばスポーツをする場所はここ、学問を学ぶ場所はこことかいう形でもっと役割や物を整備する必要、こういうところもあつた上での例えば町民体育館という話もできたかと思ひます。

今日は、町民体育館に対して今どのような形で思われてるかということと、eスポーツについての将来ということでお尋ねさせていただきましたが、これは今後のというところがかなり強い部分でありますので、全員でやるならやる、先ほど言いましたけども一致団結してやるときはやる。そのような形をとりながら、今後進めていければと思ひております。私の質問はこの2本で終わりになります。どうもお疲れでございました。ありがとうございました。

○議長（後藤三治君） 1 番、後藤巖君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 11時5分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 6番、芹口です。

まずは、全ての希望する高齢者のコロナウイルス予防接種が、当初は8月いっぱいまでかかるというようなことをございましたけれども、1カ月前倒しということで7月中には全て完了するということをございます。大変高齢者の皆さん方喜んでおられますので、御尽力いただきました町長をはじめ、関係者の皆さん方には心から感謝申し上げたいというふうに思います。

今回は通告をしておりましたとおり、本町の森林整備の取り組みについて質問をいたします。最近、車であちこち行きますと目に付きますのが、本町に限らず山林がばっさり切り倒され、山には大型の林内作業車がジグザグに通った跡があり、山肌が露出し不要の枝が大量に転々と積み上げられた光景をよく見かけます。森林の果たす役割は、経済活動・木材産業としての役割はもちろんですが、自然景観の維持や水源涵養、防災等の役割も担っているわけでありますが、何よりもこのような伐採された後の山が、山腹崩壊などにより災害発生に繋がることはないのかと危惧するわけであり

ます。そこで、伐採された後の対策や取り組みが現在どのように行われているのか、農林政策課にお尋ねをしましたところ、このような高森町森林整備計画書をいただきました。これは、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの、10年間の計画期間で定められたものでございまして、令和2年4月に作成されたものでございまして。この計画書を見て感じたのは、町の果たす役割として、整備を推進することや図ることとするとか、努めなければならないとか、促すものとするとか、定めなければならないなどの文言が随所に出てまいります。もちろん森林の育成保全管理は、第一義的

には森林所有者ですけれども、この計画書を見てみますと、町としても指導や監督を通して森林整備に深く関わる関与する役割が述べられております。

そこで今回、山林整備は現在どのように取り組みがなされているのか、また今後どのような取り組みがなされるかについて質問をいたします。まず現状についてお伺いをいたします。現状についてこの整備計画の中では、本町の総面積は1万7,506ヘクタールで、森林には恵まれており、森林面積は1万3,294ヘクタールで、総面積の75.9%を占めていると。民有林は1万2,442.5ヘクタールで、そのうち杉を主体とした人工林の面積は8,223ヘクタールであり、人工林率は66%で、このうち伐期に達しているのが6,427ヘクタールであるというような現状が述べられております。

このように記載をされておりますけれども、今回お伺いしたいというのは山林所有者の状況でございます。町内にあります山林の所有者で、町内の所有者数、それから町外の所有者数、また5ヘクタール未満の小規模所有者数等についてお伺いをいたします。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）こんにちは。6番、芹口議員の御質問にお答えいたします。

町内にある山林の町内所有者と町外所有者の数、また5ヘクタール未満の小規模の所有者の数ということでございます。まず町内の所有者の数でございますけれども、2,217名になります。それと町外所有者ですけれども、これが880名になります。それと最後に5ヘクタール未満の小規模所有者です。これが590名になります。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）ただいま御答弁をいただきました。所有者の状況等については後ほど質問をいたしますけれども、皆伐の状況及び取り組みにつきましてお伺いをいたしたいと思います。先ほどありましたように、本町の山林は戦後の昭和20年から30年にかけて、拡大造林施策によりまして積極的に植林された山林でございます。既に伐期を迎えた山林が多く存在しておりますけれども、大体町内で年間どのくらいの皆伐が行われているのか。皆伐にあたっては、伐採届が提出をされているというふ

うに思いますので、把握されていれば面積等についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）自席から失礼いたします。

町内で、年間どれぐらいの皆伐が行われているかという御質問でございます。先ほどからお話ございましたとおり、街道通れば本当に皆伐がすごく目立っております。私たちもすごくそこあたりは危惧しておりますが、いかんせん我々の手が届く範囲が限られておりますので、とりあえず御質問の部分にお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年の申請状況、伐採届を出す義務がございますので。その伐採届によりまして、町で受付をした分が42ヘクタール、それと森林組合さんの方で認定の事業所ということになっておりまして、そちらの方の経営計画の中に登載されております。その中の面積分が44ヘクタールとなります。合わせまして86ヘクタールとなります。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）今の課長の答弁では、年間合わせまして86ヘクタールの伐採が行われているというようなことでございますけれども、私はもっと多く伐採があるんじゃないかというふうに思いました。伐期を迎えた山林は、先ほど言いましたように6,427ヘクタールとされていまして、このままでいけば、伐期に達した山林を伐採するには、あと75年程かかるような計算になるわけでございます。

これまで木材価格の低迷等によりまして、伐採が進んでいないということもあったかというふうに思いますけれども、整備計画書では、伐期に達した人工林の積極的な伐採による林齢構成の平準化を実施する必要があるというふうにされております。そこで、そういったためにも今後どのような取り組みをされるのかお伺いをいたします。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）人工林の林齢構成の平準化のための取り組みということで、町の整備計画に書かれております。実際今言われましたとおり、従来ですと35年生までが間伐の適だったかと記憶しております。それらからすれば大きく期を逸しておりますので、可能な限り適期を過ぎたその森林、そういったものを優先しながら伐採

していくことだというふうに思っております。その際に間伐や択伐、それぞれ山の構成がございますので、それに応じた伐採方法そこらあたりを事業体あたりと検討いただきながら、切っていく必要があるかと思っております。

今御承知のとおり、森林の公益的機能を発揮させるというまた新たな部分も出てきておりますことから、そこらあたりを広い視線で捉えていく必要があるかと思っております。具体的には先ほど言いましたとおり、所有者の意向を踏まえたところで、事業体のアドバイスを受けながら施行をしていくのが適切ではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） これまで伐採が進んでいないというような一つの要因は、やはり木材価格が低迷ということもあったわけでございますけれども、最近といいますか木材価格が非常に高騰しております。一気に伐採も進むかというふうに思っておりますけれども、一方で問題なのが、大型機械による作業道路を山腹に設けることにより、山腹崩壊を誘発する危険性でございます。

4、5日前の熊日新聞記事に、不知火海球磨川流域圏学会の研究発表会で、蔵治東大教授が、球磨川流域の人工林を一斉に伐採した皆伐跡地で、豪雨時に森林の崩落が多発したことを指摘し、重機で搬出するため斜面にジグザグに作られた作業道の崩れが目立つことも報告されたというふうに掲載がされておりました。

もちろん、伐採を行う場所や地形によりますけれども、集落や公共道路の上部箇所、また作業道路の開設により発生した土砂等が河川に流出する恐れがある箇所で、災害が発生する恐れがある場所の皆伐につきましては、災害防止のための作業道路の盛り土や法面補強、それから林地残材の処理につきまして、伐採届が提出された際に条件や指導等について行われているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君） 皆伐が行われた後の、その伐採用の道路やそういったものが被害を直接的に与えるというのは、私たちも先日の熊日新聞で確認はしております。

そういったものの届け出の際に、こういった対応しておるかということで御質問いただいたかと思っておりますけれども、現在町において法律に基づく危険箇所、急峻な部分は

存在しませんけども、立地次第ではおっしゃるとおり危険度が増す地域があろうかと思っております。ただ、要するにそれは私どもの立地を知っている関係上だけで、法的な届け出の中にはその記載事項一切ございません。記載する項目がですね。

ですので、そこは私の方から担当に、航空写真等が今ございますのでそこを確認しながら、口頭だけでもそういう注意喚起を行ってくれということで申し上げております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 今答弁がありましたように、法的には規制がないけれども、そういった取り組みがされているというようなことであるようでございます。やはり、伐出作業に必要な森林作業道が、山腹崩壊を誘発しているとの危険性も指摘されておりますので、作業道開設にあたっては、林地崩落や災害発生をもたらす無秩序な開設がなされないように、また林地残材につきましても、安全確保が図られるようなそういった指導助言もやはり今後は必要ではないかというふうに思っております。

そして、伐採届が先ほど答弁もありましたように、町と森林組合どちらかに出されるというようなことでございますので、町と森林組合が、こういった災害防止対策につきまして特段の定めがなければ、やはり共通認識を持って伐採時に指導助言ができるようなマニュアルや、ガイドラインを作るということも必要ではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君） 災害防止のためのマニュアル作りは必要じゃないかということでございます。先ほど申しましたとおり、法に基づく届け出ということでございまして、議員が御承知のとおり町が単独でできるものではございません。ですので、ここはひとつ県の担当課を交えて、実際現状をお話しして現場でそういうお話をしながら、共通認識を持った指導助言ができるようなマニュアル、そういったものを何とか整備ができないだろうか働きかけていきたいと思っております。

当然、議員からこの質問をいただいたときに、森林組合等関係機関に確認をしております。やはり同じような危機を持っておられまして、フローチャートみたいなそういったものを既にお持ちでしたので、そこらあたりも学ばせていただきたいなという

ふうには思っております。

実際に、今山腹崩壊の通報もあっておりまして、県の担当の方に繋いで、今対応に奔走しております。実際的なかなか事業等に直結できるような部分がないのが、今すごく悩みの種となっております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） いずれにしても、先ほど言いましたようにいろんな指摘もございますので、災害対策につきましては特段の御配慮をいただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、再生林の状況及び取り組みについてお伺いをいたします。伐採をする場合には、森林法によりまして、伐採しようとする日の30日前までには、伐採後の造林計画の届け出を行うということが義務づけられましたけれども、そういった届け出の提出がなされているかどうかお伺いをいたします。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君） 再生林の状況、取り組みということでのお尋ねかと思えます。現在、私がこの1年間見ております分につきましては、一応再生林を行うということで書類上は確認を取っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 再生林の面積ですか。把握をされておれば、大体どのぐらいの面積が毎年行われているのかお伺いいたしたいと思えます。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君） 再生林の面積ということでございますが、再生林は先ほど申しましたとおり、伐採届様式中の下の欄にございますので、先ほど申しました86ヘクタールがそのまま入ってきます。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 今の答弁では、伐採届が出された86ヘクタール、これについては再生林も行われているというようなことかというふうに思えます。伐採を森林組合に委託した場合につきましては、森林組合が植林をしてその後5年間は、下刈りなどの管理を行うというシステムがあるというようなことをお聞きしましたけれども、森林

組合以外の事業者、また個人で伐採した場合、そういった植林をして5年間ほどの下刈りをするというような、そういった事業があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）伐採を森林組合に委託しない方々、個人の方々などの補助事業というところでの取り扱いかと思えますけれども、補助事業の適用要件としまして、森林経営管理計画を立てることという前提がございます。それが義務づけられております。したがって、個人であっても森林経営管理計画を立てられていれば補助対象となります。今議員がおっしゃられました、森林組合等に出されている方々におかれましては、森林組合自体が森林経営管理計画を立てております。ですので、当然それでも補助金の要件をクリアできているというようなそういう状況でございます。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）森林経営管理計画を受領すれば、そういった補助も受けられるというようなことでございますけれども、いろんな箇所を見ますと、再造林がしてなくてそのままの状態というような森林も多々見受けられます。先ほど言いました森林整備計画では、再造林の他に天然更新というようなことも書いてございます。この天然更新というのは大体どういった更新の方法か、お分かりになれば御答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）再造林の際の、再造林を行うか天然更新にするかということの天然更新のお尋ねかと思えます。言葉のとおり、天然更新は山が持ちますそもそもの植生、それを生かして自然由来の山というところで育成をしていくということになっております。その際、それぞれに自生している木が、伸びるのを待つというふうに捉えられていけばよろしいかと思えます。その際に、不必要な物の除伐などそういった作業は必要となっておりますので、そこら辺は十分私どもで指導なり助言なりをしていくところにはなっております。

天然更新はこういった感じで作業を行っていきますけれども、ここには縛りがございまして、天然更新を選択した場合、概ね2年を経過して私たちが現場で更新が図ら

れてないというふうに判断しました場合は、地面をかいたりしてそれを促されるような作業を行うことをこちらの方から指導できるようになっております。それでもできない場合、その後は5年にもう1回私たちが確認することが義務づけられておりました、そこで確実な植栽を指導するようになっております。

ちなみに高森の場合は、天然更新の樹種としましてケヤキ、クヌギ、それとコナラ、モミジ、シイ、カシの類いになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）いろんな方法もあろうかというふうに思いますけれども、やはりこういういろんな制度を使いながら、積極的に再生林の促進に努めていただきたいというふうに思っております。

やはり林業は植栽をして、下刈り、間伐、それから枝打ちなどの多くの手間と長い年月をかけて、製品ということになるわけでございますけれども、再生林もやはりこれまで材価の低迷、再生林のコストがかかるそういった面もあろうかというふうに思いますけれども、やはり所有者の多くの方が高齢者である。そういうことも一つの要因でございますし、またシカも被害の大きな阻害要因でございます。天然更新をされる場合におきましても、今言われました樹種の芽をシカが食べるそういった食害の発生等もございますので、いずれにしましても、放置山林とならないようにまた山林の裸地化によって各種災害に繋がらないように、再生林の放棄地が可能な限りなくなるようなことで、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、間伐の状況及び取り組みについてお伺いをいたしますけれども、間伐につきましては、これまで一般会計で間伐関係予算として、毎年3,000万円程予算が計上されておりますけれども、この補助金の実績、また間伐面積等についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）間伐の状況ということでございますけれども、大体例年3,000万円程度予算を組ませていただいております。直近の実績を申し上げます。令和2年度で補助金の実績額といたしまして、2,722万円。間伐面積にいたしまして、40ヘクタール間伐がなされております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 間伐面積40ヘクタールというような御答弁をいただきましたけれども、やはり高森町の森林面積からすれば、非常に少ないような間伐面積じゃないかというふうに思います。間伐につきましても、森林整備計画では間伐を実施すべき標準的な林齢、あるいは間伐及び保育の標準的な方法についても細かく定めてございます。実際そういった間伐等の取り組みにつきまして、現在どのように取り組みが行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君） 町の間伐に対する具体的な取り組みということでございますけれども、当然間伐ですので事業体の方で直接的にはされておりますけれども、整備計画にありますとおり、戦後の拡大造林としました施策が大量に行われております。造林面積がかなり増えていったのは御承知のとおりでございます。やはり林業の長期低迷で、もう本当に間伐の伐期を逸した山林が数多く見られます。その現状を踏まえまして、森林組合等関係機関と連携しまして、機関紙や座談会等におきまして、整備計画に定める標準的な林齢や伐採方法などそういったものを細かく説明をいたしまして、間伐や保育の補助事業等に結びつけられるようにそういった案内をいたしております。実際施業など行われる事業体の方が、施業した山やその周辺に未整備の山林等があれば、その所有者あたりに、その都度間伐をしませんかということで奨励にも行ってらっしゃいます。そういった形で間伐の方を進めております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 間伐も山林育成には欠かせない事業でございます。間伐をすることによりまして林内に日が当たり、根がしっかりと張った木になり、そのことが倒木や山腹崩壊防止にも繋がるわけでございますので、間伐事業につきましても、今後とも森林組合と連携をしっかりとって積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、不在町山林所有者及び小規模山林所有者対策についてお伺いをいたします。先ほどお聞きしましたけれども、森林所有者3,097名のうち町内の所有者が2,217名、町外の山林所有者が880名、また5ヘクタール未満の小規模所有者が5

90名というような御答弁をいただきました。町外所有者や小規模所有者の山林が、ややもすると放置山林に繋がるわけでございます。現に地籍調査でも、何年も山に行ったことがなく境界がわからない人や、他町村に居住している人で自分の山がどこにあるかわからない人、また道もない不便な山につきましては、もう私は要らないから町でどうにか管理してほしいというような人までおられます。

このような所有者による放置山林の増加によって、やはり適切な管理ができない山林に対しましては、計画書では森林経営管理制度の活用が掲げられておりますが、この制度につきまして、どのようなものが御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）森林経営管理制度がどのようなものかということのお尋ねでございますけれども、議員がおっしゃいますように、山にもう気持ちが薄れた方々やこちらにいらっしゃらない方々、もう本当に多くの山が荒れ果てているのが現状でございます。

国がそのために、森林をどうやったら管理できるかということを考えまして、森林経営管理法というものを作っております。その中に定めた制度が森林経営管理制度ということでスタートをさせました。これは、非常に実は時間を持って詳しく説明しないとわかりにくいんですが、簡単に言いますと、森林の管理を市町村が仲介役となりまして、所有者と担い手を繋いで整備をしてもらうということになろうかと思っております。この制度が、要するに農地版に置きかえていただければわかりやすいかと思っております。要は町に一度相談して、その分で町が間をとって、次の方に貸し出すなりその整備をするというふうに考えていただければよろしいかと思っております。それが今回の森林経営管理制度というものになります。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）この森林管理者制度につきましては、こういった制度がいつから始まるのか、町として今後どのようなスケジュールでこの制度に取り組んで行かれるのかその点についてお尋ねをいたします。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君

○農林政策課長（後藤一寛君）この制度はいつから始まるのかということと、スケジュール

ルのお尋ねかと思えます。実際この法律自体が、平成31年の4月から施行しております。スタートとしましてはここからでございます、これを運用していくために町としまして、その年度に高森町森林集約化協議会というものを立ち上げております。この集約化協議会を軸として展開をしていきますが、もう既に動き出してございまして、まずスケジュールとしましては、それぞれ地区を分けたところで、意向調査、アンケートを行っていきます。その意向調査を踏まえまして、どのように整備をしていくかということ協議会の中で検討しまして、さらにそこで事業体と繋いでいくということになります。現在は色見地区あたりが終わってございまして、今高森と矢津田の方を意向調査が進んでおります。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）今協議会を立ち上げて意向調査を行い、本格的な取り組みについては今後からなるかというふうに思えます。この管理者制度私も見てみましたがけれども、この制度では林業の管理、経営意欲が減退し、適切な森林管理ができない場合には、まずは市町村に移管をし、経済的に価値がある山林については、実力と意欲がある経営者に再委託。経済的価値が伴わない森林については、市町村が管理を行うというような制度というふうに理解をいたしました。

そこで、実力と意欲がある経営者でございますけれども、これはどのような経営者なのか。また町として、そのような経営者の育成これについてはどういうふうにするのか。また町が管理を行うということになれば、どのような取り組みが行われるのか。以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）実力と意欲がある経営者ということと、町がどうやって育成していくかということと、町が管理を行うとどうなるかということの3点かと思えます。

まず、実力と意欲がある経営者ということでございますけれども、この質問の当初に議員がおっしゃいましたとおり、要するに皆伐などそういった作業ができる方々は正しくそういう方々で、端的に言えば稼げる経営者ということになるかと思えます。御承知のとおり、高性能機械などそういったものをいろいろとお持ちで、コストの安

い展開をなさっております。そういった方は、県が今実力と意欲のある経営体として認定をしております。そういった方々を、我々は実力と意欲のある経営者ということ
で認識をさせていただいております。この認定を受けることで、先ほど申しました高
額な高性能機械、そういったものを導入するための補助金等が使えるようになるメリ
ット等がございます。

次に、そのような経営者の育成ということでございますけれども、これはそもそも
認定された経営者や、そうなりたいという意欲のある方々を事前にピックアップいた
しまして、現在県が林業大学校というものを、森林環境譲与税を用いまして開設され
ております。そこでいろいろな技術習得ができるようになっておりますので、そこあ
たりを利用しながら、それぞれの経営体に繋がるような次世代の育成に努めていき
たいと考えております。

最後に、三つ目の経済的価値が伴わない森林の取り扱いですが、これにつきまして
は後ほど出てきますけれども、先ほどの森林環境譲与税の対象となります。先ほど申し
ました経営管理計画等との関連がございます、そういったものに乗せまして対応を
していきたいというふうに思っております。それで少しでも山の放置山林化を防いで
いきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） ありがとうございます。

いずれにしても、本町の75.9%が森林で民有林は12,400ヘクタール、
約70%と広大な面積を有しております。このような広大な森林を適正に管理してい
くのは、森林所有者の高齢化や後継者不足などにより非常に難しいものがあるとい
うふうに思いますけれども、やはりそのためにも森林経営管理制度は有効な制度だとい
うふうに思います。先ほど答弁がありましたけれども、この制度は農業の農地バンク
の制度に似ております。農地バンクにつきましては、農地は大体作物が1年1作とい
うのが標準でございますけれども、林業は植林から伐採までの期間が数十年にも及び
ますので、長期に渡り経営管理がきちんと担えるような林業経営者を十分確保でき
るのか。そういったところが問題ではないかというふうに思います。また、森林所有者
の理解や同意なしではできないことも課題でございます。

しかしながら、放置山林により森林の有する多面的機能を発揮できていない山林管理につきましては、ぜひこの森林整備計画を基軸としながら、森林組合などとの関係団体とも連携を密にしながら、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、シカによる被害対策についてお伺いをいたします。近隣では、シカによる植栽直後の食害被害や、成木の幹の剥皮被害が発生をしております。このことが再造林意欲を失わせる要因ともなっております。また、先ほど御答弁をいただきましたけれども、天然更新のクヌギ、コナラなどの新芽が食害で育たず、草地化や裸地化に繋がることが指摘をされております。そこで、シカの被害の状況ですけれども、大体年間どのくらいの被害が発生しているのか、お分かりになれば御答弁をいただきたいと思います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）シカの被害の状況ということでございます。これにつきましては、調査の機会がありませんでしたので若干調べましたけれども、手元でわかっている数字としまして阿蘇管内という広い範囲になりますけれども、そこで年間200ヘクタールの被害があっております。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）シカの被害状況につきましては、阿蘇管内で約200ヘクタールというようなことで今御答弁をいただきました。シカにつきましては、有害鳥獣対策として、昨年度は1,781頭の駆除頭数が報告をされております。シカの駆除と同時に、シカの侵入を防ぐメッシュネットの設置、あるいはツリーハウス等がありますけれども、そういった対策取り組みにつきまして、現在どのように行われているのかお伺いいたします。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）シカによります被害の対策ということでございますけれども、当然これにつきましては国の補助事業が使えます。そういったことから、現在はもう御承知のとおりシカネットでの対策が主流となっております。大体例年2.4キロ程度のシカネットが張られております。昨年におきましても、2.8キロ程が張られて

おります。

御承知のとおり、シカによる被害は先ほどお話しされましたとおり、雑木関係の新芽だったりヒノキであったりと、そういうものがかなり被害を受けております。私も、その点につきまして何とかならないかと積極的に情報収集に努めてはおりますけども、研究機関も含めて有効な対策がないということで現在きております。シカネット以外で、議員が今おっしゃられましたとおり、一本一本ガードするそういうものもございますけれども、それ自体は1, 500円程度しますので、高価で、そこまで何十年というスパンで出荷する木に対してお金をかけれるのか、向き合うのかという部分があるかと思えます。そこらあたりが山林経営の難しいところかなというふうに思えます。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君

○6番（芹口誓彰君）まずシカの被害対策としては、やはり現在はこのシカのメッシュネットですね。これが1番有効的だというふうに思っております。丹精を込めて植林し手入れした木がシカによる被害を受けますと、やはり山林経営のモチベーションの低下にも繋がりますし、この件につきましてもやはり森林組合、猟友会、それから高森・竹田・高千穂地域の3県による、鳥獣被害防止広域対策協議会等もできておりますので、そういった関係団体ともしっかりと勉強しながら取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

最後に、森林環境譲与税及び熊本県水と緑の森づくり税の活用についてお伺いをいたします。まず森林環境譲与税についてですけれども、今年度森林作業道維持補修事業260万円の財源として、森林環境譲与税を充てることとしてありますけれども、この森林環境譲与税の今後の配分につきましては、やはり譲与税ですので、各市町村の森林面積、あるいは林道延長、また林業従事者数などの数値によって配分というふうになるのか。また、今年度行っているような作業道などの森林整備事業を行った場合に補助財源として配分される、そういった配分方法になるのかお伺いをいたします。分かれば農林政策課長に御答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君

○農林政策課長（後藤一寛君）森林環境譲与税の配分方法ということでございます。森林

環境譲与税の配分の方法につきましては、議員がおっしゃいますように譲与の基準が設けてございます。それが3点ございまして、一つ目が民有林の人工林面積これが5割でございます。二つ目が林業の従事者数、これが2割。最後に人口数となっております。これが3割となりまして、この三つの基準で支払いが行われております。

ちなみに、譲与税の方が先行して払われておりますので、森林環境税として、令和6年から税金の方で1,000円均等割として賦課されますので申し添えておきます。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）配分の方法につきましては御答弁をいただきました。この森林環境譲与税につきましては、どのような施策に使っていいのか、定めがあれば御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）森林環境譲与税の用途についてということですが、まず間伐のための路網、作業道や林道などそういったものの整備。それと、地籍調査等が終わられてないところにおかれましては、境界未定地区などございますので、そういったものの境界確定。それと次に人材育成、担い手確保ですね。それと最後に、木材の利用推進や普及啓発ということになっております。

現時点では、既にもう全国で始まっておりますけれども、どうやって使うかの知恵の出し合いという形になっておりますが、なかなかこれが要するに既存のものに使えない部分がございます。そういう縛りもございますので、非常に苦慮しているところでございます。以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）この森林環境譲与税とはまた別に、熊本県独自の熊本県水と緑の森づくり税というものがございますけれども、この税につきましては、現在まで活用された事例があるのか。また、どのような取り組みについて活用できるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）熊本県水と緑の森づくり税、これは県税でございます。こ

れの活用につきましては、先ほどからお話ししました高森町森林集約化協議会が活動を始めておりますので、その活動の助成金の一部をいただいておりますことと、先ほどからお話ありました有害鳥獣の駆除、その分の県の補助金もこの中で賄われております。

それと、どのような取り組みに活用できるかということですが、林業の担い手支援それが一つと、森林ボランティア団体への活動支援ですね。それと学校関係の木育に関する支援、そういったことに使えるようになっているようです。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） ありがとうございます。

この用途につきましてお伺いしましたけれども、やはり九州北部豪雨や人吉球磨地方の豪雨災害など大きな災害が発生し、多くの尊い人命が失われておることも承知のとおりでございます。やはりテレビに映し出されている画面には、多くの流木が流出している状況がありますし、また山林が適切に管理されていれば、少しでも被害も軽減できたのではないかというふうに思います。

本町におきましても、ハザードマップにある地域の周辺での災害の危険性に繋がる放置山林等があれば、災害等を未然に防止することからも効果的な山林整備を行い、治山対策に対応するために、やはりこういった譲与税や県税というのが、活用できないかというようなことでお尋ねをしたわけでございます。やはり大きくくくってその環境という面から言えば、活用することも可能かなというふうに思いますけれども、いかがかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君） 水と緑の森づくり税を放置山林等の防止等に使えないかということでございますけれども、メニューを見ます限りそこらあたりの用途を見つけ出すことができませんでした。

議員がおっしゃいますその部分につきましては、むしろ先ほどからやりとりの中に出てきました森林環境譲与税を使って、集約化協議会そういう中で、そこを目的として、町が手を入れてというところでやっていったほうが効率的に対応できるのではないかというふうには思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 今答弁がありましたけれども、できれば森林環境譲与税等につきましても、できればそういった財源等を通じて、やはり高森町のハザードマップに掲載してある地域も数多くありますので、そういった周辺の山林の整備というのもぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

今回質問をするにあたりまして、本町の森林整備計画、それから森林環境譲与税が創設された背景などを調べてみますと、これまでの木材の生産を通じた経済的、産業的な森林の整備政策から、森林の持つ水源涵養あるいは災害防止や土壌保全機能、快適環境形成機能、また生物多様性保全機能と、森林の多面的な機能の整備の方に、こういった政策がシフトされたといえますか、軸足を移したような森林政策に変わってきたかなというような印象を受けました。

今森林管理法が施行されましたし、また森林環境税も創設をされました。本町面積の75.9%が森林でございます。多面的機能を有するこの豊かな町の森林を、そういった機能が十分に発揮できるよう適切に管理整備を行いまして、健全な状態で次世代に継承できるような、さらなる森林整備につきまして取り組みをお願いいたしまして、今回私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君の質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。午後1時から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） こんにちは。2番、津留です。

お昼御飯を食べた後で、少し眠くなる時間なんですけどももう少しの辛抱です。よろしくお願ひします。今回は、ふるさと納税返礼品について伺いたいと思います。よく世の中は縁で繋がっていると申します。袖振り合うも多生の縁、つまづく石も縁の端などと申しまして、ちょっとしたことがきっかけでつまずいて、生爪を剥がして痛

い思いをするとこんなこともあります。いろいろな縁がある中で、こうやって執行部の皆さんとまちづくりについて意見を交わし合う。これも縁の一つではないかと思えます。これは、もう皆さんと縁故関係と言ってもよろしいのではないかと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

高森町以外の方と高森町と繋がる縁の一つとして、ふるさと納税制度がございます。もうたくさんの方御存じでしょうが、高森町が気に入った、お世話になったふるさとに恩返しをしたい応援したいということで、奇特な方々が町に寄付をされて、その御礼として高森町から返礼品を送る。町は貴重な財源として、ふるさと納税を活用して様々な事業に自由に使えるというありがたい制度です。

日常生活においても、お返しをするという習慣がそれぞれございます。身近なものとしまして、結婚した時に御祝儀をいただいて、そのお返しということで引き出物であったり、子どもができて出産のお祝いということで、そのお返しとして内祝いを送ったり、また、病気になって入院している方々からお見舞いをいただいて、そのお返しとして快気祝いを送ったり、また、不幸にも亡くなって葬儀に参列されて香典を持って行かれて、そのお返しということで香典返しということで、様々な生活の場面でお返しをする習慣がございます。そのお返しをする場合に、一体何を返してどれくらいのを返したらいいか。これはもう随分悩むところでもあります。先ほど申しました高森町のふるさと納税制度の返礼品、これもどういったものを送るか随分悩ましいところでもあります。

そこで最初に、政策推進課長にこの返礼品を選定するに至るプロセス、どうやって選ぶのか。また、返礼品の上限の金額の設定の仕方などを伺いたいと思えます。お願ひします。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 2番、津留議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税返礼品の選定に至るプロセス、それと寄付額に占める上限の設定金額ということでございます。本町では、ふるさと納税の返礼品の選定については、地方税法に定める地場産品基準に基づき選定しております。地場産品基準には、区域内で生産された原材料を用いているか、それと区域内で加工が行われているか等が明記さ

れておりますので、町内で生産された農産物、また町外で生産された農作物を、町内で加工した商品等の条件を満たす商品を返礼品として選定しております。また地場産品基準には、都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村におきまして、地域資源として相当程度認識されているものを都道府県が認定し、共通の返礼品として取り扱えることも明記されております。熊本県におきましては赤牛、それから黒毛和牛、それに馬刺し等が認定されておりますので、本町でもこの返礼品につきましては選定をしているところでございます。

それから上限の設定金額については、こちらも地方税法において寄付金額に対して3割以内と定められておりますので、返礼品全て3割以内に設定をしております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 返礼品の条件といたしまして、原材料が高森で生産されているもの、町内で加工されたもの、それから熊本県の共通の産品もあるということでした。上限の設定額ということで、例えば1万円寄付していただいたならば、3,000円以内で返礼品を送るということです。

私が考えますに返礼品というのは、町の看板を背負って高森町というゼッケンを背負って、日本全国各地にいて全国でアピールしてくれるものと思っております。例えば、政策推進課長柔道されておりますので、日本武道館に高森町代表として、高森町のゼッケンを背負って柔道の試合に行って、そこですばらしい成績を残せば全国に高森町の荒牧課長という名前が広がります。そういった効果も、ふるさと納税の返礼品は役割として担っているのではないかなと思っております。

では次に、私はそのようなふうに思っておりますが、返礼品の目的そして担うべき役割について、そしてふるさと納税返礼品が全国に出回ったそのおかげで、町にどういった効果が起こるのか。それをどう分析されるのか、政策推進課長に伺います。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長、荒牧久君。自席からお願いします。

○政策推進課長（荒牧久君） 返礼品の目的、担うべき役割と本町に及ぼす経済波及効果をどのように分析するかという御質問ですが、返礼品には寄付した方へ御礼ということがございますが、返礼品は地場産品基準を満たした商品ですので、本町特産品のPR

ができるとともに、本町との関係人口創出の一つのきっかけづくりに繋がるのではないかとこのように考えております。

また、返礼品を提供することには、地方の事業所は返礼品の提供を通じて、マーケティング能力を磨くとともに、デザインや商品説明の工夫を行う等の商品力の向上に寄与しているものというふうに考えられます。

返礼品提供による経済波及効果につきましては、ふるさと納税の仕組みとしまして人気の商品を1点2点とつくっていくと、その商品の売れ行きとともに、町内事業所の商品の売れ行きも併せて伸びていく傾向にあります。近年寄付金額が増加しておりますので、町内事業所への経済効果が見込まれるものというふうに分析をしております。以上です。

○議長（後藤三治君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 効果といたしまして、まちづくりのきっかけになる、またその商品力の向上に繋がるということで、御礼という気持ちがまず第1なんですけども、それに合わせてそういった副産物みたいな効果も期待できるということです。現在、高森町で様々な返礼品リストがあります。その中で、見ていてもっと高森町にはいい農産物がたくさん生産されてますので、その農産物をふるさと納税返礼品に採用していただく。そのための取り組みを私なりに考えてみました。

それでは、資料に基づきまして説明いたします。資料の2ページをご覧ください。農産物の品質向上に向けた取り組みということで、様々な農産物が高森町で生産・販売されておりますが、今回はお米を中心に取り上げてまいりたいと思います。JAの稲作部会という組織がありまして、その事例を紹介して品質向上のための取り組みを少し紹介したいと思います。

3ページをご覧ください。近年、価格や消費の低迷が問題となりまして、米をめぐる情勢は大変厳しいものがございます。その中で、品質のいい米を作ろうということで、稲作部会を中心にJA阿蘇の特別栽培米ということでブランドを立ち上げまして、それに基づいた取り組みが行われております。

JA阿蘇稲作部会は、高森町には部会員が70名いらっしゃいます。栽培面積が65ヘクタール、出荷数が1万800俵、30キロ当たり。これは昔の計算の仕方では

うと、反8俵の計算になります。反8俵といいますと、少し少ないなど出来が悪いなと思われるかもしれませんが、これはあえて肥料分を抑えることによって品質を上げようという取り組みで、品質第1を目的に生産が行われております。肥料を抑えるということで、特別栽培米専用の肥料を使うことになります。また、栽培の仕方も管理も全員統一して、基準を設けてそれに沿った生産体制、それより高品質な米ができております。

また、安全面といたしまして指定の農薬、これは減農薬に繋がる人間の体に影響を及ぼさない成分、これを中心にした指定の農薬を使うことが決まりになっております。また安心ということで、適正な水分であったりくず米の除去であったり、厳格な検査体制が行われております。これにより、1等から3等、等級外とそういった区分分けがされて、それぞれの値段で販売されております。そして信頼ということで、トレーサビリティ制度の導入。これは誰がいつどうやって作ったか、この栽培記録を必ず生産者の皆さんは記入して、その情報と一緒にお米を出荷する。これを基に買う方は安心して買える。この高森町稲作部会という生産団体を信頼して買っていただける。そういう仕組みになっております。

続いて、4ページをご覧ください。今お米のことについて事例を紹介しましたが、その他にメロンであったりトマトであったりイチゴであったり、それからナスビであったり、様々な部会が工夫して品質向上に励んでおられます。そういった高品質な農産物をふるさと納税返礼品に採用していただくために、生産者側で要は農産物品評会を行って格付順位などをしながら、そういった付加価値のついた農産物を提供する仕組みを作ってはどうかと思ひまして、高森版モンドセレクションの開催ということで、仮称ですが考えてみました。

皆さん多分目に付かれた方がいらっしゃると思いますが、今様々な商品にモンドセレクション金賞受賞とかいって、この地球儀のマークの下にラベルが貼ってあって、この商品はきちっと管理されて作られて、厳格な審査のもとに選ばれていますという保証が付いたような制度です。このモンドセレクションというのは世界的な取り組みで、ベルギーに民間企業がありまして、そこが専門家により採点して得点に応じたラベルが与えられるという仕組みになっておりますが、高森の産物をわざわざベルギーに持

って行って審査してもらおうというそういう仕組みではなくて、自分たちできちっとした専門家を雇い、高品質に繋がるこの品評会をまず立ち上げよう、いい品物を皆さんに知っていただくというそういう仕組みづくりが必要ではないかと考えます。

では5ページをご覧ください。実際、その高森版モンドセレクションを行う開催するといった場合、どういった工程が必要なのかロードマップを作ってみました。まず、役場、農協、生産者団体等が集まりまして、品評会開催への要綱づくりを行います。要綱ができましたらステージ2ということで、それぞれの品目の部会等で品評会を開催していただきます。品評会を開催して出品が揃いましたら、今度はいろんな項目を格付する専門家により審査を行い、そこでそれぞれの基準に応じた地位といえますか、金賞、銀賞、銅賞なりそういった各ラベルを決定していただきます。それが過ぎますとステージ4といたしまして、その商品が実際ふるさと納税の返礼品に該当するのか、ふるさと納税の返礼品の趣旨に沿った品物なのかを審査していただきます。それを通して初めて返礼品リストに掲載ということで、高森町独自のモンドセレクションのリストが出来上がります。

6ページをご覧ください。それでは、品評会を開催してどういった効果があるのか。まず、農家・生産者の方々の所得の向上に繋がります。ほとんどの農家の皆さんが、自分の作ったものが1番、他の農産物より自分のもののおいしいとそう信じて作っておられますが、客観的に他人が様々な項目を用いて評価することにより、自分の品物がどの程度のレベルなのか、どこの部位に入るのか客観的に把握することができます。客観的に把握して自分の産品がいいレベルに達したと思えば、それがブランド化となり、それは生産者の自信にも繋がってまいります。

また、それぞれの生産者がこういった格付でいい評価をいただけることにより、適正な地域間競争が生まれ、あそこの地域には負けないぞと、来年はもう自分が金賞を取るぞと、そういった競争意識が生まれそれぞれのレベルが上がってまいります。農家の主たる経営目的は、もちろんこういったふるさと納税返礼品に採用されることもそうですが、やはり市場評価を得ることがとても重要になります。高森町の農産品の高森版モンドセレクションを受賞した、こういったものが素晴らしいという評判が広がれば、それぞれの市場においても高森のイメージが上がりますし、ひいては全国的

な知名度にも繋がってまいります。

また、町といたしましては、ふるさと納税寄付額の上積みが期待できます。返礼品の豊富な種類によりまして、同じ寄付をするなら返礼品の充実した高森町にしてみようと。こんな種類も選べるあんな種類も選べるということで、注目度が増してまいります。また、それぞれの農産品の単品ではなく季節に応じた定期便、春先はこの農産物、夏はこの農産物、秋はこの農産物、冬はこの畜産物といった具合に、年間を通して定期便として送っていただけるような取り組みができてまいります。そして、何よりも素晴らしい価値の高い農産物が全国に知れ渡るということで、町の印象も良くなり、最終的にはふるさと納税寄付額の上積みへと期待ができます。

それでは、農林政策課長に伺います。今提案しました高森版モンドセレクション、こういった取り組みを農協や生産組織などと連携して、ふるさと納税返礼品に高森町産の農産物を活用するといったこういった仕組みを構築できないか。3月に策定されました、第2次高森町新農業プランの稼ぐ農業という部分にも沿うと思われまますので、そういった取り組みができないか伺います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）2番、津留議員の一般質問にお答えいたします。農産物の高森版モンドセレクションを導入し、付加価値を付けてふるさと納税の返礼品として、農家の所得向上に繋げてはどうかという御質問かと思います。

昨年4月に、私農林政策課に異動してまいりましたが、その当時の課の目標としまして、ふるさと納税返礼品に町の農産物を加えるということが掲げてありました。実際にスイートコーン等を扱うということで、政策推進課の方から御相談がございまして、生産者と何回かやりとりをやっております。しかしながら、いろんな諸条件がありまして、そこが合わないということで実現はしておりませんでした。

御質問の高森版モンドセレクションの導入ですが、それをやって付加価値を付けるという案につきましては、私個人としましては総論部分では実効性のあるいい意見だと思っております。そもそも、ヨーロッパで開催されるモンドセレクションですが、日本企業がこぞって参加される目的そこを考えますと、やはりモンドセレクション自体が持つ影響力これを営業的に利用して、自社製品の付加価値を上げることだろうと

思っております。このことからしますと、議員がおっしゃいます高森版モンドセレクション、これを立ち上げたとしたときに、付加価値が付くまでに時間がかかると思われれます。果たして、そのかかった時間の中で価値も生み出せるものだろうかという疑問もありまして、そうすることによってハードルがかなり上がってくるものではないかなというふうに考えます。

津留議員の今回の御提案のポイントとしましては、付加価値のある農産物を返礼品に加えて、農産物の出荷の選択肢を増やして、なおかつ稼ぐ力を増すということではないかと思えます。この視点から考えてみますと、GAP、農業の生産工程ですね。その認証を取得する方が現実的ではないかというふうに思えます。御存じの方もいらっしゃるかと思えますけども、この度の東京オリンピック・パラリンピック選手村の農産物の納入資材関係は、GAP認証を受けたものでないと取り扱えないというふうになっております。逆に考えれば、それほどGAPの信頼性というのは世界的に高いということでもあろうかと思えます。当然、それによって経済的な部分のうまみという部分が出てくるものではないかと思えます。

GAPと一口に言いますが、当然、種類や段階など認証を受けるのにものすごくエネルギーを必要とします。しかし先ほど申しましたとおり、それに見合うだけの付加価値が確実に付くのではないかと思えます。実際に、認証を取得しておられる方々の農産物は、市場等の関係機関から信用度が高く高値で取引がなされております。そのことが何よりも確実な成果であろうかと思えます。一方で、このGAP認証ですが、個人で取得するとなればかなりの時間と事前の作業が細かく相当な量があります。重ねて、申請等に100万を超えるぐらいの経費がかかってまいりますので、この部分がネックになってくるのではなかろうかと思えます。これを例えば団体で取得するとなれば、これがかなり下がってきて、60から70万円ぐらいで済むというふうに言われております。ですので、個人での申請から比べればかなり安くなり、事前の作業も団体ですとなれば、そこらあたりもかなり負担が軽くなってくるんじゃないかと思っております。

いずれにしても、付加価値を付けるために取得しようという機運が盛り上がってくれば、町の予算をつぎ込んでも十分に取り組む価値があるものではないかと思

ますし、先ほど議員が質問の中で説明されました、特別栽培米の生産を厳しい条件でやっていらっしゃるの、そこに手をつける分には取り組みやすいのではないかと思います。

この案ばかりではなくて、もう一つ現在の状況で付加価値にこだわらずに、今のままの高森の農産物をそのまま返礼品として出せる仕組みをとりあえず作り上げて、実際市場にどのようなニーズがあるか。そこらあたりを見極めることも大事なのではないかなというふうにも考えております。その際、ふるさと納税に出される場合には事業所登録が必要となりますので、農業者の方々に実際に事業所の登録を行っていただいて、それを実践していただくと、ふるさと納税返礼品への議員が言われる部分の大きな一歩が踏み出せるのではないかなというふうには考えます。私の方からは以上でございます。

○議長（後藤三治君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） G A P 認証の推進、それからそのG A P 認証に対しまして団体での申請、いいアイデアを教えてくださいました。農家の方も、これまで作るのは農家、販売するのは商人の方、そういった役割分担といいますか区分けに固執してまいったせいもありますし、これからはもうそれでは通用しないというのがだんだん皆さんわかってこられました。

農家として栽培の努力、それからどうやったら売れるかそういう検討する努力ももちろん必要ですが、幸いなことに、昨日議員の全員協議会でTAKA r a M O R I の決算報告がありましたが、そういった方々の販売力・P R 力も、これからは農家と連携した取り組みが必要になってくると思います。農林政策課として、そういった農家の方々への指導、それからP R や売り方、デザインそういったものを担うTAKA r a M O R I みたいな、そういったプロの方々の存在を所管していただきたい政策推進課。こういった二つの課がタッグを組んでいただいて、もちろん二つの課だけではなく、生産者の方、農業団体、生産部会の組織そういったたくさんの方々を巻き込んだ取り組みをやっていけないかどうか、これを政策推進課長に伺います。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 自席から失礼いたします。

農林政策課と連携した取り組みということですが、政策推進課としましては、生産農家が消費者のニーズに沿った作物を、生産から発送までの一連の作業、それと在庫管理が整った事業として、農林政策課長も言いましたように、この事業所としての登録ができれば、ふるさと納税の返礼品として登録できるものではないかというふうに思います。ブランドにしるそうでないにしる、また新しい商品開発ということにしる、まずはその事業所登録ということが必要となってきますので、今後は農林政策課から上がってきたものを、事業所登録あたりの確認などそういうものができていれば、返礼品としてできるのではないかというふうに思います。以上です。

○議長（後藤三治君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 津留智幸議員の一般質問に今課長さんがお答えをさせていただきました、補足と説明をさせていただきたいと思います。

まず、津留議員が提案されたブランド化に関しては、これはやるべきだと思います。ただ、議員まだなられて2年弱なんですけど、もう2期目以上の議員さん何回もお聞きになられていると思います。高森町のふるさと納税の考え方。自治体が稼ぐツールそれだけなんですということで、この7年間やってまいりました。ですので、ブランド化とは少し別とさせていただきたいと思います。ブランド化に関しては、GAPの100万円にしる70万にしる、これは稼いだふるさと納税で農家がやる気があるならやるべきだと思いますし、私はすぐやってもいいというふうに思っております。そもそも、今のふるさと納税の市場、これ議員さんも皆さん理解を何回もされていると思いますが、去年が6,000億円です。今年は1兆円近くになると言われております。

当初、約8年前になりますけど、議員さんからもそうですが執行部の方からも、やはり今後の予算の獲得が難しいということで、どんどん予算が細まっていく中で、いかにして自主財源やらないといけないのかというところで、このふるさと納税始めたわけです。つまり、約8年間かけて今日があると、流れがあって今日のやり方になっているということです。

現在に至るまでは少し私書いてきたんですが、1番最初は先ほどの教育委員会の局長の緒方さんが総務課にいらっしゃったときに、課題問題となって最高裁では勝ちましたが、泉佐野市がやったチケットの件を高森町は泉佐野市より約3年前に計画した

わけでございますが、その頃は規制が激しくありませんでしたので。それは自治体としてやるべきではないだろうということでやめました。そして、赤牛化ブランド協議会を立ち上げて、赤牛に特化した返礼品これもやって1年目はすごくよかったわけですが、何とその次の年には県が共通返礼品にしてしまったことで、全自治体が使えるようになって一気に落ちました。そして、馬刺しも高森町が仕掛けました。高森町が、ベンチャー企業の今熊本で結構有名になっているところと、剣道の防具屋さんだったので高森中学校の剣道とリンクをかけまして、そしてその馬刺し屋さんと契約をして馬刺しを売ったわけでございます。その時、熊本の県内で馬刺しを扱ってるところはほぼございませんでした。県と熊本市がわずかに扱ってぐらいであとはやってなかったです。ですので、ドンといったんですけど、それも次の年には県の共通返礼品にされたというところです。

荒牧課長まだ1年目ですし後藤課長も2年目ですので、ふるさと応援寄付金の返礼品に関して高森町と他のところの自治体、有名な例えば宮崎の都城やこの近くの綾町などと比べてみますと、極端に大量生産できる品物がないということが1点。これが大きなところだというふうに思います。しかし、その中で知恵を絞り今まで集めてきたわけでございます。今回に関しては、今日は財政係長も来てますし会計課長も来てますんで十分わかっておると思います。

ここで、議員にふるさと納税の方をわかっていただきたいんですが、そもそもふるさと納税は納税とついてますが、現在のビックデータの中ではっきり結果が出てるのは多く売れてるもの、つまり私が言う稼げる商品というのは日常的に食べるもの、飲むもの使うもの、これを税金の控除を受けながら、いかに安く大量に購入できるかという市場がふるさと納税なんです。これはもう結果が出ております。もう1回言います。日常的に食べるもの飲むものを使うものを、税金の控除を受けながら、いかに安く多く購入できるかというのがふるさと納税の市場なんです。

ですので、ほとんどのもののトップ商品が訳あり商品になります。地域にとってのよい商品や品物が売れているかという、そればかりではないというのがこれはもうデータ上出ております。特にお米に関しては、今ふるさと応援米が売れているわけでございますが、例えば全国の各サイトのトップテンを見ますと、これはデータ上でも

はっきり出てるんですけど、1位から10位までのほぼ9割がブレンド米、ブランド米が入ってるのはもう一つか二つしかない。しかも、東北のブランド米が入っているというところが、これは現実に出ております。

例えばの話この7年間、今言いました、生産者の方に事業者になっていただかないとそもそも登録ができないと。事業者となりますと、これは商品の発送から管理からやっていたかかないといけないと、ここが1番大きなネックです。これを役場の職員がやれるのかということとそうでありませんので。ですので、津留議員が先ほどいいヒントを言っていただきました。TAKA r a MOR Iみたいなああいう地域商社を、長い目で細かいことを言わずに育てていってあげると、南小国みたいな形が出来上がってたんです。でもそこに、TAKA r a MOR Iに何やってるかわからない、何をしてるんだということとを毎回毎回押しつけてしまうと、それはその中で働いてる人たちはやめてしまう、もしくは元々高森に移住定住希望で来られてますので、出ていってしまわれるということが各自治体でありますし、うちもそうかなというふうに思っております。

私が、農家の方もそうですが、この7年から8年の間、観光業者、後藤議員も観光協会長でしたから1番お分かりだと思いますが、高森町の物を売っている商売の方に、出していただけないですかということとを再三いろんな方に言ってまいりました。課長さんたちも。ところが、これを議員解決していただきたいのは、ふるさと納税に出しても売れるかどうかかわからないんです。売れるかどうかかわからない商品を仕入れの段階から増やして、それを在庫として持っておいていただきたいと。持っておかなければすぐ売り切れになってしまいますのでどうにもならないと。そして、納税した人は例えば3月発送4月発送になると、これは離れ過ぎているので頼む商品もありますけど頼まないものもある。これは、事業者登録が少ないところの1番大きな要因です。それと、農家の方に関しては、高くても安くてもどちらかというといつでも引き受けてくれるJA、つまり売れるか売れないかわからない市場への、その一方、先ほど議員がおっしゃった今からはそれではだめだということとをかなりの生産者の方が理解されてきたと。売れるか売れないかわからない市場へのチャレンジというところが、この7年間8年間かなり言うてきましたが、なかなかやはりそこはその年が高くても安く

ても何らかの形で引き受けてくれるところ、そちらの方に持っていかれる。つまり、ふるさと納税はいつ売れるかわからない、いつオーダーが入るかわからないものの在庫をきちっと固めて、ずっとそこを保管しとかなければいけないというところが、1番のこの課題というふうに思っております。

これは、地域のまとまりで出荷体制を作ることができます。今回、議員が昨日の質疑でもおっしゃいましたが、スーパー中山間地事業ですね。この事業に関しては、公募内容はソフト事業なんですけど、やはりあれは地域で何年か若い生産者の方が話し合っていて、今回申し込みをされた公募されたというところですので、そういうまとまりがあるといいかなというふうに思います。

これも、もうはっきりデータが出ており農産物で去年1番応援米が売れてますが、よく勘違いなされる方がいらっしゃるんですが、現在7万191件オーダーがっております。7万191件のうちの例えば低レビュー、いろんなクレームだったりお米の品質だったり発送の遅延だったり、7万191件中0.003%。つまり、ないものに等しいということです。それとこのふるさと応援米に関しては、昨年の今の時期と比べますと、令和2年度比の20.9倍出ているということです。マーケットが評価してるということです。そして現在が、返礼品の登録者が21事業者、これここまで頑張ってる増やして21事業者が登録をさせていただいてるということです。

ですので、このブランド化に関しては、このモンドセレクション等々はすごくいいと思いますし、実はこれは議員もお付き合いがあられた天草の中村五木市長が、評価会審査制というところを以前なされました。この時が同じような審査制で、天草市がふるさと納税の商品の選定をされたんですが、この出品された方・地元の業者の方が、ふるさと納税のサイトに関する知識不足で商品が売れずに、最終的にかなり地元の役所が入ってたので、そこですったもんだがあつてその審議会途中でなくなりました。つまり、役場の職員さんが事業者等をいろいろ集めてやりませんかやりませんかと言ったら、それは売れる担保というふうにとられる方がいらっしゃったということです。実は、撤廃された後に天草市はぐっと伸びておりますが、それは単純に市外のそういう運業者が入ってきて、きちんと各生産者や事業者の方に説明をして、今ふるさと応援寄付金が伸びていってるというところなんです。

ですので、議員にも御理解をいただきたいのが、私はふるさと納税に関しては、当然高森町の特に農産物に関して今日言われましたように、農産物おいしいと思います。普通に作られてるものもおいしいと思いますが、要は良いものを作れば売れるのではなくて、消費者が欲しがるものを出していくという、マーケットインの考え方がふるさと納税の返礼品の考え方に値すると思います。これは7年8年やった結果です。

最後に、先ほど言いました高森町モンドセレクションですね。これに関しては、私はモンドセレクションがどうこうというのは少し、その中身はGAPとどう繋ぎ合わせるかというところがあるかと思いますが、少なくともGAPに関しては、これはお金がかかっても意欲がある農家の方がいらっしゃったら、すぐにでもやるべきではないかなというふうに考えております。

今日はせっかくの機会ですので、ふるさと納税返礼品の御質問がありましたので、この効果に関しても今まではいろいろありました。今まで、約4億数千万円ふるさと納税で町民・地域に形として返しております。例えばその中で、これは私計算積み上げてみてびっくりしたんですが、高SPOだけで5,900万円ぐらいは入れております。教育関係、福祉関係、健康推進、逆に言うと防災の方が530万円しか今のところ入れておりませんが、介護、福祉、教育、それと子育て支援と地域、ここが今のところ1番多くなっているところでございます。

ですので、ふるさと応援返礼品に関しては、そこに今回議員が提案された仮称モンドセレクションが直結するかどうかはわかりませんが、今のところの市場はそういうことということと、それとブランド化に関しては、これはGAPも含めてやるべきだと。そして、それを農家の方が払うのではなくて、それこそふるさと納税で稼いだお金で全額バックアップしてあげるような、そういう提案の方が私はしっくり来るのではないかなというふうに考えます。今日は、馬原会計課長も来ておりますので、今一つだけ高森町のふるさと納税で変わったことがありますので、ぜひそこは答弁させていただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤三治君） 会計課長、馬原恵介君。

○会計課長（馬原恵介君） こんにちは。お許しをいただきまして、若干御説明をさせていただきます。

まず、今町長が申し上げましたことに関連いたしまして、町の財政というのが以前に比べまして大分膨らんでおります。もちろん、歳入が増えるということはイコール歳出も増えますので、結果的にはそれだけ事業や支出が増えるということでございます。

どうしても町の予算というのは限りがあります。一つ職員が勘違いではないんですけど、現在予算上で一般会計予算が約55億7,000万円、それから特別会計が6会計で約24億8,000万円ということで、総計で現在1年間80億5,000万円予算が立てられておりますが、これがいつでも支払いをしようとして払えるという感覚があるわけですね。これは私もそうでしたんですけど。ただ、それを払うための現金というのは、あくまでも手持ちの現金がないとお支払いできないというのは、御家庭の会計と一緒に御理解いただけると思うんですけど。どうしても年度末2月、3月、4月というのは支払いが立て込んできますので、毎年一時借入金というものをやっておりました。これが平成30年度、令和元年度、2年度も当初までやっておまして、平成30年度の2月、それから元年度の2月、2年度は2月ではなく当初の5月ということで、元年度の終わりから2年度の当初にかけては非常に財政が逼迫しておまして、現金を借りて支払いをするというのが現状でございました。

ただ、私が会計課長になったのが4月1日でございます、その点町の残高というのが、要は一時借入れをしなくても大丈夫なほど、予算といいますか現金があったわけでございます。前の年と比べてみますと、令和元年度の終わりに約4億円借入金をしましたけれど、その点今年度の末には約10億円反対に現金が残っているということです。そういった現状もありますし、昨年度は17基金のうち7基金に5億円超の財調積み立てをしております。

こういった事情も考えますと、やはり先ほど町長が言いましたとおり、稼ぐという言い方は少し語弊があるかもしれませんが、そういった自主財源の確保というのは非常に大事ではないかと思っております。今日現在、特別交付税等の令和3年度の交付金等もありまして、11億1,000万円程度の現金が今のところ会計上残っているところですので、今年度はそういったことで、当分の間は一時借入れをすることもなく、職員が支払いをしたいという時には、どうぞどンドンやってくださいとい

うことでやっていけると思います。そういったことで、現状御説明させていただきました。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） ふるさと納税のおかげで、町の財政も心配なく運用されているということで、益々ふるさと納税制度の重要性がわかった次第です。

ふるさと納税額を増やすため町の財政を良くするため、そこで稼ぐそれももちろん大事なことです。そのためには、売れるものをどんどん提供していく。それももちろん大事なことです。他方、やはり良い品物を作りたいという農家さんもたくさんいらっしゃいます。ぜひそのすみ分けをきっちりしていただいて、間違っても安かろう悪かろう商品を買って、それが町のイメージダウンに繋がらないよう、その区分けはしっかりしていただく工夫をお願いしたいと思います。

農家の方も、ただ良いものさえ作れば良いという時代ではなくて、ひょっとしたらその売れるためには、安いものをどんどん作った方がいいというそういった判断になるかもしれませんし、農家は農家でそういった経営分析をしながら取り組んでいかなければいけませんし、町としてももちろん稼ぐ町、そしてそれぞれ農家の人たちも潤っていただける、そういった取り組みを工夫しながらやっていかなければならないと思います。

幸いなことに、農林政策課長、政策推進課長御二人とも熊本農業高校出身の先輩でいらっちゃって、先輩後輩の関係も絆が深いと思いますので、ぜひそれは今まで培った絆を十分に発揮していただいて、私も熊農出身ですので、いろんな情報を共有しながら皆さんが笑顔になれるように、これから実現するよう取り組んでいきたいと思えます。よろしくお祈りします。それでは、私の質問をこれで終わります。

○議長（後藤三治君） 2番、津留智幸君の質問を終わります。

お諮りします。ここで休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。2時10分から再開したいと思います。

-----○-----
休憩 午後２時００分

再開 午後２時１０分
-----○-----

○議長（後藤三治君）休憩前に引き続き、一般質問を続けます。７番、立山広滋君。

○７番（立山広滋君）皆さんこんにちは。７番、立山でございます。本日４人目、最後の一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

まず、５月１２日に執り行われ全国初めての試みとなりました。天皇皇后両陛下による、オンラインでの高森町ＩＣＴ教育現場の視察及び高森中央小学校への御訪問、天皇皇后両陛下下行幸啓につきまして、草村町長をはじめ佐藤教育長以下、教育委員会関係者の皆様、また、子どもたちに日々情熱を持って学校現場を支えていただいている教職員の皆様と、児童生徒に対しお祝いを申し上げます。これもひとえに、執行部、教育委員会と私ども議会が、高森町新教育プランによる２１世紀を生き抜く情報化と国際化を見据えた高森町の人材育成のビジョンを共有し、さらには、町民の皆様の御理解と御協力をいただき、全国に先駆けた取り組みを推進してきた結果であります。改めまして心よりお祝い申し上げます。

さて、本日は、草村町長３期目の政策集の進捗状況と、服部副町長の任期の折り返しを迎えた所感について質問いたします。草村町長は現在３期目の任期にあたり、これまでも１期目２期目それぞれの節目において、私より一般質問において、それぞれの任期で掲げられたマニフェストの進捗状況や達成状況について質問してきました。草村町政３期目の折り返しを終えた今回、政策集の進捗状況についてお尋ねいたします。まず、服部副町長へお尋ねします。草村町長政策集に掲載されている政策や取り組みの総数をお答えください。

○議長（後藤三治君）副町長、服部信一郎君。

○副町長（服部信一郎君）７番、立山議員の御質問にお答えいたします。町長の政策集に掲載されている、施策や取り組みの総数についてのお尋ねでございます。

３期目の町長政策集におきましては、加速続行、新しいステージへをコンセプトに、観光立町の実現や町の情報化を基盤とするまちづくりなど、六つの分野に１３７の施

策が掲げられております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君） その137の政策は、本格的な高齢化や人口減少社会への対応、産業の活性化、地方創生への取り組み、安全安心で利便性のある暮らしの向上、新教育プランの推進、行財政の健全化など取り組みは大変多岐に渡るわけであります。これらの政策や取り組みの進捗状況、管理体制等の確認については、誰がどのような形でやっているのでしょうか。

○議長（後藤三治君） 副町長、服部信一郎君。自席からお願いします。

○副町長（服部信一郎君） 政策集進捗状況の管理、それから確認方法についてのお尋ねでございます。

町長政策集に掲げられております政策の執行状況の管理につきまして、これについては、町長政策集進捗状況検討チームを設置いたしまして、進捗状況等の確認作業を行っております。この検討チームは、課長補佐・係長級以下の全職員で構成をいたします作業チームと、管理職で編成をいたしております検証チームで組織をしており、全職員による確認体制をとっております。令和2年度につきましては、昨年10月と本年2月この2回の確認作業を行い、それぞれ町長へ報告をいたしております。

なお余談でございますが、この進捗状況の確認につきましては、私が前回人事交流で政策推進課に勤務していた時に始めたものでございます。当時は、私が課・局にヒアリングをして整理をしておりました。それがずっと継続されておりより精度も高まっていることは、大きな喜びでございますし感慨深い思いでございます。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君） 政策集は公約でありますので、町民の皆様の信託に答えるため、その公約がどの程度進んでいて課題がこうで、達成のためにどのようなことをしなければいけないかという点を、入庁後の新人職員から、中堅の補佐・係長、ベテランの管理職まで全職員での確認体制で臨まれているという点は評価したいと思います。昨年度は、2回に渡り政策集の進捗状況の確認作業を行われたということですが、つまり、草村町長3期目の中間年終了時点での進捗状況が確認されているということに

なります。政策集の実施状況や達成状況についてお尋ねいたします。

○議長（後藤三治君）副町長、服部信一郎君。

○副町長（服部信一郎君）政策集の実施状況、それから達成状況について御質問でございます。

先ほど答弁をいたしました137の施策につきまして、令和3年2月1日時点で、186の事業に取り組んでおります。先ほどの答弁のとおり、政策集は六つの挑戦項目から構成されておりますので、それぞれの挑戦項目から、主な取り組みについて実施状況を御報告させていただきます。

まず挑戦1、観光立町を実現するためのまちづくり。こちらにつきましては、熊本アートポリスプロジェクトを活用し、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発事業こちらを進めております。この事業は今年度から着工となっております。令和5年夏に予定されている、南阿蘇鉄道の全線再開後を見据えたまちづくりが、いよいよ目に見える形で始まるということになっております。

次に挑戦2、町の情報化を基盤とするまちづくり。こちらにつきましては、防災行政無線のデジタル化工事が昨年度中に完了しております。また、たかもりポイントチャンネルにつきましては、継続して町民の皆様へわかりやすい情報発信に努めるとともに、教育に特化したサブチャンネルを開始するなど番組内容の充実にも努めておるところでございます。

次に挑戦3、行財政改革改善を実現するまちづくり。こちらに関しましては、昨年度は先ほど一般質問もございましたが、ふるさと納税に関しまして、町長自ら先頭に立って施策を推進されるとともに、トップセールスを進められるなどによりまして、寄付実績が約8億5,600万円を達成いたしております。町の財政負担が軽減されるとともに、きめ細やかな住民サービスの提供を可能にするなど大きな成果を上げることができております。

次に挑戦4、地域産業が元気なまちづくり。こちらにつきましては、株式会社コアミックスと連携協定を締結しております。マンガを軸としたエンターテインメント業界の活力を地域に取り込み、新しい産業ですとか人の流れを創出する取り組みが始まっております。なお、このコアミックス社につきましては、旧高森温泉館をエンターテ

イメント人材の育成拠点施設、アーティストビレッジ阿蘇096区としてリノベーションをされております。この施設は、国内外の漫画家の育成だけではなく、地域おこし協力隊としても活躍しております096K熊本歌劇団の活動拠点として、あるいはエンタメ関連企業のテレワークの拠点となるなど、新しい産業の中核施設としての役割が期待をされるところでございます。

次に挑戦5、誇りと夢と元気を生み出す教育によるまちづくり。こちらにつきましては、高森町新教育プランによりますICT教育をはじめ、全国に先駆けた教育学習体制が構築されておりまして、その成果は先ほど立山議員から御紹介をいただいたとおりでございます。

最後に挑戦6、健康いきいき子育て楽しいまちづくり。こちらにつきましては、町内22箇所の公民館を介護予防拠点施設として改修を進めております。地域を挙げての健康づくりを可能にする環境整備を進めているところでございます。

このように、進捗しております施策がある一方で、取り組みが遅れているものや未着手のものもございます。社会情勢の変化や費用の面から明らかに実施が困難なものを除きまして、政策集に記載されております施策が町長の任期中に完了するように、優先順位を見極めながら、スピード感を持って全職員で取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（後藤三治君）7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）服部副町長より、政策集の実施状況や成果について、また進捗状況調査からわかった課題についても答弁があったわけですが、昨年からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界中の人々の日常生活や経済活動等について多方面に大きな影響が生じており、生活様式が一変しているような状況であります。当然今回の政策集は、新型コロナウイルス感染症発生前に作られたものでありますので、このような感染症の影響は政策に考慮されておられません。

ここでお尋ねしますが、今回の政策集掲載施策に対して、新型コロナウイルスはどのように影響を与えているのでしょうか。

○議長（後藤三治君）副町長、服部信一郎君。

○副町長（服部信一郎君）新型コロナウイルスが与える、政策集掲載施策への影響につい

てのお尋ねでございます。新型コロナウイルス、御質問にございましたように社会経済へ多方面に影響を与えてございます。その中で、取り組みに対しても大きな影響を与えておりますが、その中で二つ申し上げさせていただきます。

まず1点目でございますが、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発事業こちらの実施設計についてでございます。新型コロナの感染拡大によりまして、駅舎等に感染症予防に配慮した衛生安全対策が必要となっております。このため修正設計を行っているところでございまして、新駅舎建設の着工が令和3年度から4年度にずれ込んでおります。

それから2点目でございますが、観光立町推進計画に基づく事業についてでございます。インバウンドを含めた観光客の誘客対策ですとか、受け入れ体制の整備等に影響が出てございます。飲食店や宿泊施設、観光施設事業者にも大きな影響が出ております。この点につきましては、国の地方創生臨時交付金こちらを活用するなどして事業者への支援を行っておりますが、今後は、ワクチン接種等も進んでおります中で、コロナ後を見据えて遅れていた事業への準備を進めていくなど、対応を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後藤三治君）7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）新型コロナウイルスについては、本町も含めワクチン接種について全力で取り組んでいるところでありますが、全国民の接種完了までにはまだまだ時間を要することが見込まれ、さらには感染力の強いウイルスの発生など未だ予断を許しません。新型コロナウイルス感染症対策につきましても、この政策集で草村町長が示されている政策実現のためのリーダーシップをベースに、スピード感を持って対応をお願いいたします。

次に草村町長にお尋ねします。草村町長は今回の政策集において、1、南阿蘇鉄道の創造的復旧、都市圏アクセス30分台構想実現、JR線への乗り入れ。2、国道325・同265号線のダブルネットワーク道路実現へ。3、エンターテインメント業界との連携推進の3点をメインの政策に掲げられております。

いずれの政策も、高森町における近い将来の人口減少社会における大変重要な政策であります。草村町長からは、これらの政策実現に向けた今後の取り組み方針について答弁をお願いいたします。

○議長（後藤三治君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 立山議員の御質問にお答えいたします。3期とも立山議員さんが、この政策集の進捗状況について、途中でしっかりそこをチェックしていただきまして、また服部副町長さんが最初に来られたときに、政策集の進捗状況のこの進み具合というところをしっかりと制度化させていただいたことが、バージョンアップしてかなり今は速いスピードで、職員さんももう慣れてきておりますので、進んでいるところで大変私もありがたいなと思っております。

私の政策集の大きな柱の一つ目、アクセス30分台構想の実現ですが、この件につきましては、まず高森町議会議員の皆さんが御賛同いただいているということで、大変進めやすい状況であることにお礼を申し上げたいというふうに思います。まずもって、これには再生協議会の方で乗り入れ方針を進めるということで決まりました。その後、JR九州に対して要望書を出しまして、新聞等にも載ってましたように、青柳社長がお互いウィンウィンでの方向性で話を進めるべきではないかというありがたいコメントをいただいたところでございます。

また、これは南阿蘇鉄道沿線地域公共交通の形成計画に位置づけていますことでもありますので、南阿蘇地域への観光の入り込み、また南阿蘇村の地元の利用者さんの利便性向上、高森町民の利便性向上、これはしっかり実現に向けてやっていきたいというふうに考えております。

現状、進捗の最新の状況といたしまして大事なことは、JR九州の線路を借りなければいけないというところで、そのレンタル代ですね。これが議会の方にも、以前県の方からまたもしくは町の方から示されておりましたが、やはりこれをいくらでどう折り合うかというところが、今後JR九州との話の課題としてしっかり出てくるのではないかなと思います。また、今水面下でそういうお互いの意見を議論するという場が進んでいるところでございます。またそれと同時に、今度は乗り入れの方向性をJRさんが認めていただいた場合には、これ設計に着手しなければ令和5年の再出発の日に間に合いませんので、この設計業務を急がなければいけないというところがあります。これに伴う設計予算、そもそも大体どういう工事でどれぐらいかかるのかというところが、今漠然と再生協議会の中や各議会に説明されておりますので、そこはし

っかり、仮にJRが認めていただいた場合には数字として出ていく。

そして、最終的なその財源をどこから持ってくるのか、どうやって確保するのか。南阿蘇村と高森で折半というふうになっておりますので、そこをしっかりと考えていきたいというふうに思っておりますし、しっかりとやってまいりたいというふうに思っております。然るべき報告をできることが確実になった場合、そして決まった場合には、議会の方には御説明を差し上げたいというふうに思っております。以上です。

○議長（後藤三治君） 7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君） いずれも今後の高森町の行く末、地方創生や地域活性化、持続可能な自治体として求められる重要な政策であることを十分理解いたしました。いずれの政策についても、草村町長のリーダーシップ及びトップセールスによる、国や熊本県をはじめ関係者への働きかけや要望、陳情といった政治力に係る部分が大変大きいものと拝察しております。私ども議会も、高森町の将来を見据えた政策の実現に向け最大限努力してまいりたいと思います。

次に、令和2年4月から、高森町副町長として熊本県より出向していただいている服部副町長に、副町長の任期を1年経過しての所感について質問いたします。服部副町長におかれましては、草村町政1期目の平成25年度と平成26年度においても、2年間高森町へ出向していただいた経緯があります。当時は、政策推進課において、今とこれからの高森町にとって欠かすことのできない情報通信基盤整備事業、つまり光ファイバー網の整備や、観光立地推進基本条例に基づく観光立町推進計画等々の町長の目玉政策を担当され、今回は町長を支えるばかりでなく、住民の皆様に対し多岐に渡る行政サービスを提供する、全職員の事務の執行管理についても重責を担われているところであります。着任から1年が過ぎましたが、令和2年度を振り返っての感想についてお尋ねいたします。

○議長（後藤三治君） 副町長、服部信一郎君。

○副町長（服部信一郎君） 初年度を振り返っての感想ということで御質問いただきました。

まずは、こういった形で発言の機会をいただきましてありがとうございます。

昨年度を振り返ってということですが、既に就任してから1年ともうやがて3カ月になろうというところでございますが、そもそも高森町役場での勤務というのは、先

ほどから議員の御質問の中でございましたように、平成24年度から25年度の2年間に続きまして、今回で2回目の勤務ということでございます。そういうこともございまして、職員の皆様ですとか議員の皆様におかれましても、よく存じ上げておる方がいらっしゃるということで、おそらく温かく迎えていただいているのだろうということで、戸惑うことなくスムーズに着任することができたというふうに感じております。

ただし振り返ってみますと、昨年の4月といいますのが、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めたところでございます、そういった感染症がどういったものかどうかわからない中で、国も県もあるいは市町村も、手探りで感染症拡大防止等の取り組みを進めなければならないというような非常事態に、ポンと最前線に入ってきた形になりました。現在も、新型コロナ対策に関しましては、非常時の状況が続いているというふうに言えるかと思いますが、そうした中でも、着任当初であれば感染が確認された方の公表のあり方、こういったものをどうするかというような問題から始まりまして、直近ではワクチンの接種体制等に関する事まで、主に県との間での連絡調整等の場面で、一定の役割を果たすことができたのではないかとこのように感じております。

それから、議員の御質問の中にもございましたように、前回は政策推進課の審議員ということで課長を補佐する立場でございましたが、今回は副町長ということで町長を補佐する立場になりまして、その職責の重さをヒシヒシと感じる1年でございました。町長の職務の大変さにつきましては、前回の赴任時にも十分認識しておったつもりでございましたが、今回コロナの対策でございますとか、防災、災害への対応といった危機管理の場面におきまして、その他にも町と議会が一体となって、南阿蘇鉄道JR豊肥線への乗り入れを進展させていったというような、様々な施策が展開していくところを側で見させていただくというところで、改めて勉強させていただいた1年だったというふうに感じております。

ただ一つ残念でありましたのが、私の役割の一つとして求められております、行政体制の強化・整備が求められているという中で、職員の不祥事が発覚したということでございます。どのような組織でございまして、仕事の中身を職員が相互にチェッ

クするという事は重要なことでございます。これは、部下を信頼しているとかして
いないとかそういうことではなくて、特に書類を決裁する立場であれば、人間はミス
をするものだというようなことを前提としてチェックをする。そうしたことが、組織
全体の信頼度を高めてくることになるというふうに考えております。そうした点を、
次の質問にもございますが、十分注意して残りの任期を務めてまいりたいというふう
に思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君） 今副町長に答弁いただきましたけれども、町長すいません二つほど
質問を抜かしておりました。先ほど町長がお答えになった、南阿蘇鉄道の創造的復旧
都市圏アクセス30分台構想実現。今後の取り組み方針をお伺いしましたけれども、
この2番目の、国道325号・同265号線のダブルネットワーク道路実現へという
ことについて、質問を飛ばしてしまいましたのでそのことについてお答え願いたいと
思います。

○議長（後藤三治君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 立山議員の御質問にお答えをいたします。三つある大きな柱一つ目
のアクセス30分台構想で、二つ目が国道325号線と265号線のダブルネットワ
ークの実現へというところで、これはこの3期目では当然住民の中で、地域の中で、
この道路が持つ必要性や、将来こういうふうになればいいなという意見の醸成を図る
というところは、この4年間の私がやるべきことかなというふうに政策集には謳って
おります。

そのためには、まず何といても町道西原・前原線で議会の皆さんの御協力いた
きまして、この防災道路が完成したというところで、お披露目の式典の中でも、この
ダブルネットワークの道路については地元の住民の方がやはり思われていると。ぜひ
阿蘇市へ直接繋いでいただきたいとお声もあったというところで、やはりそうなんだ
なということは思ったところでございます。

2年が経ちまして私もう3年目ですので、現在の状況は、まず国土交通省及び熊本
県の道路整備課、この構想路線の概要等について説明も終わっております。もう一つ
は、与党への広域道路交通計画、重要物流指定道路の道路指定について要望も終わっ

ております。また令和2年度は、国土交通省から大坪さんに来ていただきまして、役場内に検討委員会を設けて、今後のスケジュールや防災医療等の各項目について再整理を行い、そして今回、熊本県が約20年振りに見直すだろうというところでの新広域道路交通計画に、ここにやはり県にどうしてもこの道路を位置づけていただけないかというところの、協議をいたしているところでございます。その後も、政権与党及び各都道府県連の政党等への、この広域道路交通計画にこの道路を指定していただく、乗せていただくというところの要望を行っております。

また、ついこの間の3月には、熊本県議会において、地元阿蘇郡選出の河津修司県議会議員から、阿蘇地域における南北道路の道路整備について一般質問がなされました。県の土木部長さんから、将来できると思われる中九州横断道路の整備状況を踏まえ、整備効果が高いと考えられる阿蘇地域を横断する縦断する道路について、求められる機能や役割について、県として検討していくという答弁が県議会で行なわれております。今後、熊本県また国の事業として、新規採択されることは並大抵のことではございません。しかしながら第一歩が、熊本県が約20年振りに新しくリニューアルするとなっております、熊本県新広域道路交通計画において、本町のこの構想路線が位置づけられるかどうかというところが、大きなワンステップになっておりますので、しっかりそこを働きかけて訴えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後藤三治君）7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）続きまして、エンターテイメント業界との連携推進ということで、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（後藤三治君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）立山議員の続いての御質問ですね。この三つ目のエンターテイメント業界との連携ということで、これは議員さん等にも御理解いただいて、県内はおろか、かなり注目されていることかなというふうに思っております。つまり、漫画とエンターテイメントを取り入れたまちづくりというところで、先般、参議院の国会委員会の中で、熊本県の本田あきこ参議院議員が、地方創生として非常にトップモデルになるような取り組みをやっている自治体があるというところで、この事例を紹介されました。そして、本田参議が最後に言われたのは、この地方創生特別委

員会のメンバーの先生方国会議員の皆さんは、このコロナ禍がある程度収束に向かっていったときに国内の視察が始まると思うが、ぜひ1番にこの熊本県高森町のアーティストビレッジ阿蘇096区、これを見るべきではないかというところを言われました。それは、国の方向性にマッチングしてるというところであるのかなというふうに思っております。

本来は、歌劇団よりも漫画家の方がここに住まれて、後からが歌劇団、そして多分その漫画家が歌劇団を漫画にされるとか、そういうふうにどンドン膨らんでいくところだったんですが、まだ外国人の方が日本に入れないということで、歌劇団の方が今講演も延期になっているところでございます。RKKの冠番組を持つということはなかなかできないことだと思いますので、やはりコアミックスさんがこうやって進出していただいたということは、これは大きな私の政策実現というよりも、将来の高森町にとってもすごい大きな基盤の一つに、官民で一緒にやるところの基盤の一つになるのではないかとこのように思っております。

また、堀江信彦社長は、若い世代にチャンスを与えるなら、儲からなくてもまあ損はできないけど、要はイーブンだったらコアミックスという会社は一步前に出るんだということと、そこの地域の方が何か今困られていることやらなければいけないことがあって、何かあれば言っていただきたいというところで、企業版ふるさと納税も日本でトップの金額を入れていただきました。今回地域が要望しているまた地域になくてはならない、そういう会場を作ることができることも、やはり私は感謝しなければいけないなと思いますし、通常の会社では絶対できないことだというふうに思っております。やはり堀江さん自身が、小さい頃3年間と1年半つまり5年近くこの高森町に住まれてたということと、小さい頃一緒に遊ばれてた方が今も元気でいらっしゃって、よく連絡をとられてると、そういうやはりこの町に関係してずっと長い間関係してこられたことが、その思いの一つの形として出てるのではないかと思います。だからこそ、町はしっかりできるバックアップをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後藤三治君）7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）今町長の答弁の中にありましたように、堀江社長の講演ですね。私

昨日の深夜にT P Cで放送されていまして、録画して今朝起きて少し見てきたんですけれども、今町長がおっしゃったようなことを堀江社長が講演されて、そのあと皆さん御存じの村上美香さんですか、あの方が司会をなさって堀江社長、草村町長との対談がありました。3月の15日ホテル日航でありまして、正副議長、それと1番議員が出席されたと思いますけれども、まだご覧になっていない方がおられましたら、非常にためになるお話でございましたので、ぜひともT P Cをご覧になっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

副町長先走ってしまってもうすいませんでした。次の質問にいきます。住民サービスのニーズが様々な形で多様化する中で、監督職という重責下での立場の御苦労に加え、未曾有の新型コロナウイルス感染症への、新たな対応についても大変御苦労されているのではないかと思います。しかしながら、これまでの熊本県庁での職責の中で培われた知識や経験人脈により、様々な場面で高森町の行政サービスや住民福祉の向上に対して、日頃から御尽力いただいておりますことをこの場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

最後の質問になりますが、本格的な減少社会を迎える高森町は、新型コロナウイルス感染症の影響や、熊本地震からの創造的復興についても道半ばといった厳しい状況にある中で、どのような状況下においてもその時代の潮流に的確に対応し、地域住民の様々なニーズに答えることができるまちづくりを進めていく必要があると考えています。令和3年度に入り、服部副町長の残任期間も残すところ1年を切ったわけであり、服部副町長の残任期間における、今後の取り組みについて答弁をお願いいたします。

○議長（後藤三治君）副町長、服部信一郎君。自席からお願いします。

○副町長（服部信一郎君）私の残任期間における、今後の取り組みについて御質問いただきました。

御案内のとおり、残り9カ月余りというところになってございます。先ほど町長が答弁されました重点施策、あるいは政策集執行がまだの部分については、しっかりと職員をあげて頑張りたいと思っております。その中も含めまして、特に取り組むべきと考えている事項につきまして、4点申し述べさせていただきたいというふ

うに思います。

まず1点目は、行政体制の整備強化でございます。職員1人1人が住民サービスの向上とは何かを考えて、実行する政策集団となるべく取り組みを継続させたいというふうに考えております。そのためには、例えば、管理部門ですとか間接部門といった地味で目立たなく出来て当たり前、行政の基本の部分と言われるところでも、頑張っている職員が評価される仕掛けを続けていきたいというふうに考えております。昨年度は、事務改善のコンテストということで、改善事例を募集して職員で投票して優秀な事例を表彰したりしております。そういったことを続けていきたいというふうに思っております。

また、先ほどの答弁と重複する部分もございますが、係長以上の職員の皆さんには、組織力向上のため部下職員の育成が重要な職務の一つであることを認識していただけるように、周知を進めていきたいと思っております。昨日、佐伯議員の質疑にもございましたが、上司の役割として書類のチェックというようなことはもちろんなんですけれども、働きやすい環境作りやそのために日々の職員への声かけですとか、あるいは労いですね。そういったことが、職員のやる気にも繋がると思っております。そうしたことを周知してまいりたいというふうに思っております。

次に2点目でございますが、情報発信についてでございます。これも就任当初から申し上げておることでございますが、この高森町役場においては、動画の撮影・編集に関して非常に恵まれた設備環境がございます。しかも、各職員がしっかりとその技術、動画の編集ですとか撮影の技術を身に付けているというこのことは、皆さん余り認識されてないのかもしれませんが、もうほかの団体にはない大きな強みであるというふうに思っております。ユーチューブのたかもりポイントチャンネルには、今年度になって多くの動画が掲載されております。この中で難しいところもあるかと思いますが、今後再生回数が大きく伸びるような仕掛けをみんなで考えていければというふうに思っております。

それから、三つ目がデジタル化でございます。デジタル改革につきましては、御案内のとおり菅内閣の重点施策の一つというふうになっております。新型コロナウイルス対応におきましては、国際的に見てデジタル化の遅れが明らかになったということ

で、国においてはデジタル社会の形成に関する司令塔として、この9月にデジタル庁が発足するという事になっております。市町村においても、デジタル化により事務の効率化あるいは住民サービスの向上ということで、デジタルトランスフォーメーションということが叫ばれておりますが、そういったデジタル化の流れの中で、まずはその基盤となるマイナンバーカードの普及といったことに、取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

最後4点目ですが、こちら温暖化対策、脱炭素の取り組みについてでございます。御案内のように、温暖化による影響は単に気温の上昇にとどまらずに、大雨や台風などの自然災害を頻発化させる、あるいは激甚化させるというような状況になっております。そうした中で、これも国の取り組みですが、昨年10月には菅総理が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、2050年カーボンニュートラルを宣言されております。脱炭素社会の実現に向けては、国の役割が非常に大きいと思われまます。再生エネルギーへの転換ですとか、そういったところはなかなか市町村レベルでは難しいところがございますが、これまでも町といたしましても、再生エネルギーの普及を目的といたしまして、住宅用の太陽光発電システムの補助ですとか、木質バイオマスの活用目的としたペレットストーブ等の設置について補助制度を設けております。今後は、それに加えて例えば住宅の断熱リフォームの補助ですとか、日常生活における個人の行動変容等を促す新たな取り組みについて、考えてまいりたいというふうに考えております。

以上4点申し上げましたが、まずは新型コロナウイルス感染症対策が喫緊の課題でございます。一方で、コロナ後の社会経済状況こちらも見据えながら、町長が進められる施策の実現に向けまして、役場職員の皆さんと一緒に頑張ってもらいたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君）7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）服部副町長より、行政体制の強化による組織力の向上、TPCを用いた外部への情報発信、マイナンバーカードの普及促進による行政サービスのデジタル化の推進、脱炭素社会への取り組み強化といった今後の取り組みが答弁され、大変力強い決意を感じ取ることができました。

先ほどの答弁の中にもありましたが、昨年度には残念ながら職員の不祥事が発生しました。服部副町長の取り組み方針のもと、高森町の一層の行政体制の強化に職員1人1人の組織力向上の意識醸成が加わることで、再発防止に繋がっていくと思っております。

最後になりますが、残りの9カ月の任期、私ども議会もしっかりと副町長の取り組みを応援してまいりますので、健康に留意し、しっかりと取り組みを進めていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（後藤三治君）7番、立山広滋君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時58分